三豊市
公共施設等総合管理計画

平成 29 年3月
（令和４年５月一部改訂）

三豊市

計画の策定にあたって

三豊市の公共施設は、昭和 40 年から 50 年代の高度成長期にかけて合併前の旧町でそれぞれ整備してきました。その後、合併を経て現在に至り、用途を同じくする公共施設が同一の自治体内に多数存在することになりました。近い将来、これらの公共施設は老朽化が進み、いずれは更新の時期を迎えます。

しかし、それと重なるように、公共施設の利用者である市民も高齢化と人口減少が進む見込みであり、公共施設の維持管理費や更新費の負担が増加する一方で、地方交付税や税収は減少する恐れがあります。

そのため、三豊市では平成 25 年(2013 年)に「三豊市公共施設再配置計画」を策定し、いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる建物系公共施設に関して現状調査、課題の抽出を行い、公共施設の再配置を進めてきました。

そして今回、道路・公園・水道など「インフラ」の情報を追記した上で、将来の目標数値を定めた「三豊市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

40 年先の目標数値は、三豊市の公共施設を現在の約半分にしなければならないという、とても厳しいもので、行政側だけの努力では到底この目標達成は出来ません。公共施設の利用者である市民の皆様にも、三豊市の公共施設の現状と今後の課題を十分にご理解いただき、ご協力いただくことが必要であると考えています。

公共施設を支える納税者としての意見、公共施設の利用者としての意見などいろいろなご意見があろうかと思いますが、将来の子ども達、また、これから三豊市を担っていく若者のためにも、負担を先送りすることはできません。

まさに「今この時」、公共施設の再配置に取組まなければ、市自体の存続にもかかわる問題に発展すると考えております。限られた財源のなか、「選択と集中」というメリハリのある対応もご理解いただかなければなりません。

今後は公共施設の再配置を“まちづくり”の中心施策と位置づけて、三豊市の身の丈にあった、安全で安心な地域の核となるよう公共施設を配置してまいります。

三豊市の「市民力」、「地域力」と行政施策を連携させながら、公共施設の再配置を着実に推進していきたいと考えていますので、市民の皆様、関係団体の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

公共施設等総合管理計画改訂の趣旨について

今回の改訂は、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成 30 年２月）にて新たに示された項目に対応することを主な目的とし、公共施設等総合管理計画の方向性等については変更せず、これまでに策定した施設ごとの個別施設計画の内容を踏まえた必要最小限の改訂としました。

そのため、本計画の時点は原則として策定当初のままとしていますが、本計画策定以降の公共施設削減面積の推移を踏まえた更新費用の試算等は一部現時点を適用しています。その他、内容の変更については、必要に応じて補記にて対応しています。

主な改訂内容

- 「本計画策定時以降の公共施設面積の増減推移」を追加（第３章）
- 「有形固定資産原価償却率の推移」を追加（第３章）
- 「建物系公共施設の整備状況」の更新（第３章）
- 「建物系公共施設の更新費用の試算（従来型推計）」の更新（第３章）
- 「建物系公共施設の更新費用の試算（長寿命化型推計）」を追加（第３章）
- 「建物系公共施設の更新費用の試算（個別施設計画）」を追加（第３章）
- 「インフラ系公共施設の整備状況と更新費用の試算」の更新（第３章）
- 「全ての公共施設の更新費用の試算」の更新（第３章）
- 「財政収支計画」の更新（第４章）
- 「ユニバーサルデザイン化の推進方針」を追加（第５章）
- 「地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方」を追加（第５章）
- 「保有する財産（未利用財産等）の活用や処分に関する基本方針」を追加（第５章）
- 「取組体制」の更新（第６章）
- 「再配置の完了施設(行政目的終了施設の除却、売却、貸与など)」の更新（第７章）
- その他、年号の一部修正　等

目　次

第 1 章　公共施設等総合管理計画について 1
(1)　公共施設等総合管理計画の位置付け 1
(2)　まちづくりの基本理念 1
(3)　まちの将来像 2
(4)　計画の構成と期間 3
第 2 章　三豊市の概況と課題 4
(1)　三豊の概況 4
①　位置と地勢等 4
②　道路・交通条件 5
(2)　少子高齢化の進展と総人口の減少 7
(3)　財政状況 9
①　普通会計歳入決算額の推移 9
②　普通会計歳出決算額の推移 11
③　地方交付税の「合併算定替」と「一本算定」 13
④　その他の財政支援措置 14
第 3 章　三豊市の公共施設等の整備状況 15
(1)　公共施設の分類 15
(2)　総人口と公共施設累計面積の推移 17
(3)　本計画策定時以降の公共施設面積の増減推移 18
(4)　有形固定資産減価償却率の推移 19
(5)　建物系公共施設の整備状況 20
(6)　建物系公共施設の更新費用の試算（従来型推計） 21
(7)　建物系公共施設の更新費用の試算（長寿命化型推計） 23
(8)　建物系公共施設の更新費用の試算（個別施設計画） 25
(9)　インフラ系公共施設の整備状況と更新費用の試算 26
①　道路 26
②　橋りょう（市道） 27
③　橋りょう（林道） 27
④　港湾 28
⑤　漁港 28
⑥　公園 29
⑦　下水道 29
(10)　全ての公共施設の更新費用の試算 30
第 4 章　公共施設再配置にあたって考慮すべき課題 31
(1)　充当可能な財源(財政収支計画より) 31

(2)　三豊市における公共施設の適切な保有量 34
(3)　分類(用途)別の考慮すべき課題 35
第 5 章　公共施設再配置の全体目標、基本方針など 41
(1)　公共施設再配置における 40 年後までの全体目標 41
(2)　公共施設再配置の基本方針 42
(3)　点検・診断等の実施方針 44
(4)　安全確保の実施方針 44
(5)　耐震化の実施方針 44
(6)　長寿命化の実施方針 44
(7)　官民連携手法の積極的な採用 45
(8)　広域連携の推進 45
(9)　公共施設更新の優先度 46
(10)　ユニバーサルデザイン化の推進方針 48
(11)　地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方 48
(12)　保有する財産（未利用財産等）の活用や処分に関する基本方針 48
(13)　地域コミュニティの拠点 49
(14)　全体目標、基本方針に基づく将来イメージ 50
(15)　分類(用途)別の公共施設再配置の考え方 53
第 6 章　取組体制と情報共有 59
(1)　取組体制 59
公有財産管理審査会 59
(2)　情報共有 59
①　公共施設台帳の整備 60
②　公共施設再配置実行計画 60
③　意見交換会 60
(3)　公共施設の再配置と行政サービスの水準 60
第 7 章　個別具体的な重点事業計画 61
(1)　学校再編整備計画 61
(2)　庁舎周辺整備事業 62
①　本庁舎周辺整備 62
②　詫間支所周辺整備 59
③　三野支所周辺整備 60
④　仁尾支所周辺整備 60
(3)　給食センター整備事業 65
(4)　新火葬場整備事業 65
(5)　高瀬南部保育所改築事業 66
(6)　市立 2 病院の再整備計画 66
(7)　再配置の完了(行政目的終了施設の除却、売却、貸与など) 67

(8)　数値目標.....71

第 1 章　公共施設等総合管理計画について

(1) 公共施設等総合管理計画の位置付け

三豊市では、平成 21 年度(2009 年度)から平成 30 年度(2018 年度)を計画期間とする「三豊市新総合計画」を策定しています。「三豊市新総合計画」は、三豊市議会基本条例第 9 条の規定に基づき議決を要する計画であり、三豊市の最上位計画です。

また、平成 25 年(2013 年)に策定した「三豊市公共施設再配置計画」では「インフラ」の調査は行っておりませんが、いわゆる「ハコモノ」や「プラント」と呼ばれる建物系公共施設の全数調査は完了しています。

そこで、この「三豊市公共施設等総合管理計画(以下「本計画」という。)」は、「三豊市公共施設再配置計画」を包含する計画とするとともに、「三豊市新総合計画」で示す「まちづくりの基本理念」と「まちの将来像」を実現するための個別実践計画として位置付けます。

(2) まちづくりの基本理念

自主・自立

わが国は、少子高齢化が急速に進行している上に、本格的な人口減少社会が到来しています。また、地方自治においても中央集権体制による「国づくり」から、自らの意思と責任に基づく地方分権の「地域づくり」へと変化しつつあります。

このような従来の社会構造を転換させるほどのうねりの中においては、効率的な行政運営に努め、市外からの投資を呼び込むなど三豊市自らの責任と判断で市を経営していく、いわゆる「自主・自立」を基本理念とするまちづくりに取り組まなければなりません。そして、この理念に基づくまちづくりの原点は「人」であり、「地域」であることを改めて認識する必要があります。

他人まかせではなく、個人でできることは個人で解決していく「自助」、個人で解決できないことは、地域などで協力して解決にあたる「共助」、それでも解決できない場合は行政と協働して取り組む「公助」というように、決定や自治などをできる限り小さい単位で行い、できないことのみを、より大きな単位の団体で補完していくという“補完性の原則”に基づき「今までの仕組み」ではない、市民・市民組織・民間企業・行政による「新しい三豊の仕組み」を確立し、ともに知恵と力を出し合いながら「自主・自立」の三豊市を創ります。

(3) まちの将来像

“豊かさ”をみんなで育む 市民力都市・三豊

三豊市は、燧灘・備讃瀬戸を臨む美しい海岸線、財田川や高瀬川などの河川が流れ豊かな田園空間が広がる三豊平野、みどり輝く讃岐山脈など、海から山までの多彩な自然環境や特色ある景観を誇るまちです。

また、高松自動車道や JR 予讃線・土讃線が走り、四国の交通の要衝に近接する恵まれた交通立地条件、国際貿易港である詫間港やマリンレジャーの盛んな仁尾港などの地方港湾、水稲をはじめ野菜、フルーツ、花きなどの特色ある農産物を生み出す農業や 10 の漁港を有する漁業、三豊総合病院や市立病院をはじめとする充実した医療・保健・福祉環境、幼稚園から高等専門学校までの教育施設や文化施設が充実した教育・文化環境など、都市としての、また農業・漁業のまちとしての多様で特性のある地域資源を持っています。

さらに「人」に焦点を当てると、素朴で粘り強く、人情味や郷土愛あふれる人が住むとともに、こうした住民性を背景に様々な分野で市民主体の活動が展開されています。

三豊市の新たな“まちづくり”においては「自主・自立」を基本に、市民・市民組織・民間企業・行政が、市民力を互いに高め生かすことにより、三豊市ならではの特性や資源を磨き上げ一層際立たせるとともに、融合・一体化し、産業や生活環境から健康福祉、教育・文化に至るまで、様々な分野における新しい三豊のスタイル、すなわち三豊市型の“豊かさ”を自らの手で生み出し、日本全国・世界に向けて発信し、香川の西の顔となるまちを創り上げていくことが重要であると考えます。

こうしたことから、三豊市がめざす将来像を、新市建設計画の将来像を踏まえた上で更に発展させ、「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」と定め、市民との協働体制の確立と地域内分権を進めながら、三豊市ならではの新たな“豊かさ”を常に創造・発信するまちづくりに挑戦します。

(4) 計画の構成と期間

本計画の期間は、平成 28 年度(2016 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 10 年間とします。しかしながら、社会情勢や事業の進捗状況が大きく変化したときは、計画期間中であったとしても、本計画の内容を柔軟に見直すものとします。

また、本計画の対象施設のうち、庁舎や学校等の建物系公共施設については、本計画で示す考え方や方針を反映し、令和 4 年度（2022 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 4 年間における個別施設計画を策定し、目標数値の達成に向けた進捗管理を行っていきます。

計画の進捗管理を行う上では、毎年度当初に当該年度の「公共施設再配置実行計画」を公表することで、市民と情報共有を図ることにより、計画の実行力を高めていきます。

総合計画等と公共施設等総合管理計画の関係

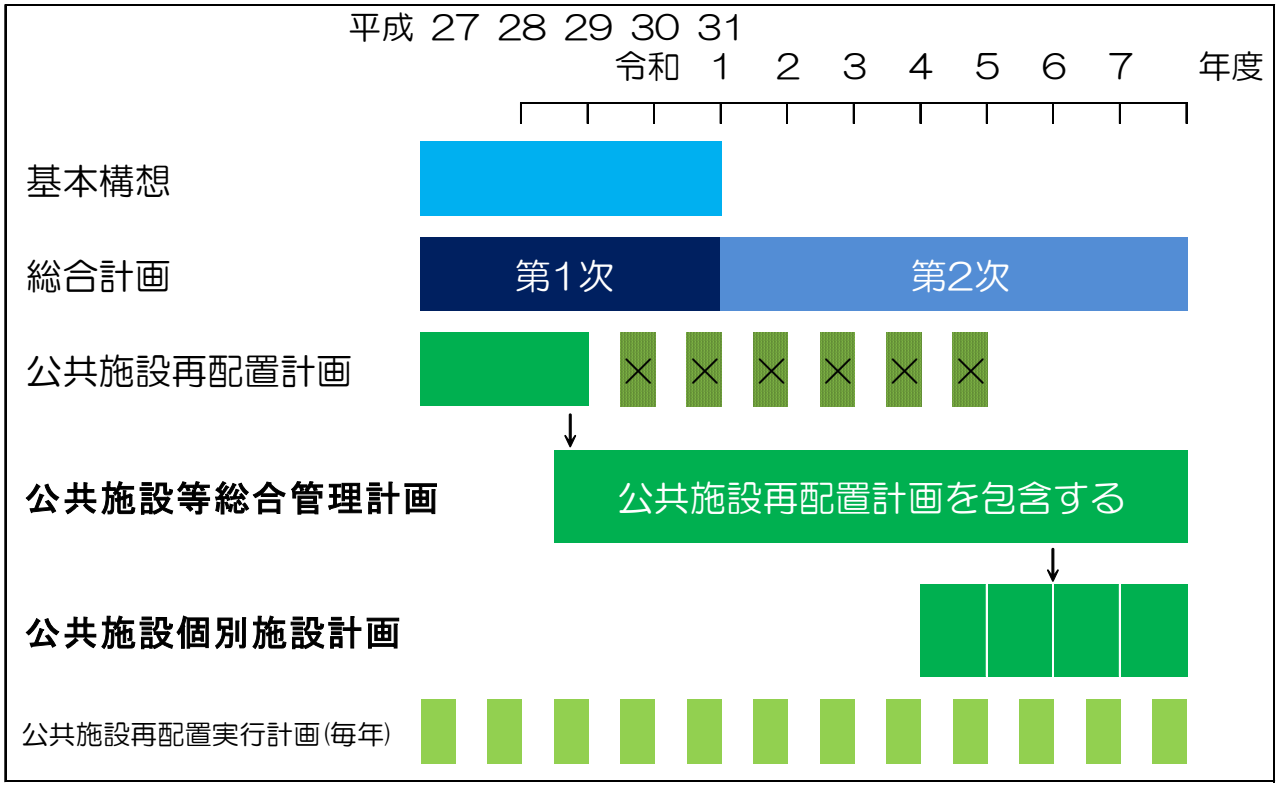

第 2 章　三豊市の概況と課題

(1) 三豊の概況

①　位置と地勢等

三豊市は、香川県西部に位置しています。南部から南東部にかけては讃岐山脈の中蓮寺峰・若狭峰などの山間地があり、北東部は大麻山、弥谷山、西部は七宝山(志保山)などの山々があります。北西部は、瀬戸内海に突き出た荘内半島があり、その南側には、砂浜の美しい海岸線が続いており、粟島、志々島、蔦島などの島しょ部もみられます。

中央部には三豊平野が広がり、南東部から西部に向かって財田川、東部から北部に向かって高瀬川などの河川が流れ、豊かな田園地帯を形成しています。また、三豊平野には「ため池」が多数点在していることも地勢の大きな特色となっています。

総面積は 222.71k ㎡で、香川県の総面積 1,875.98k ㎡の 11.87%を占めており、県下 17 市町のうち、高松市に次いで 2 番目の面積規模となっています。気候は、瀬戸内式気候に属し、降水量は概ね年間 1,200 ミリメートル前後、平均気温は摂氏 15 度から 17 度となっており、温暖な気候に恵まれています。

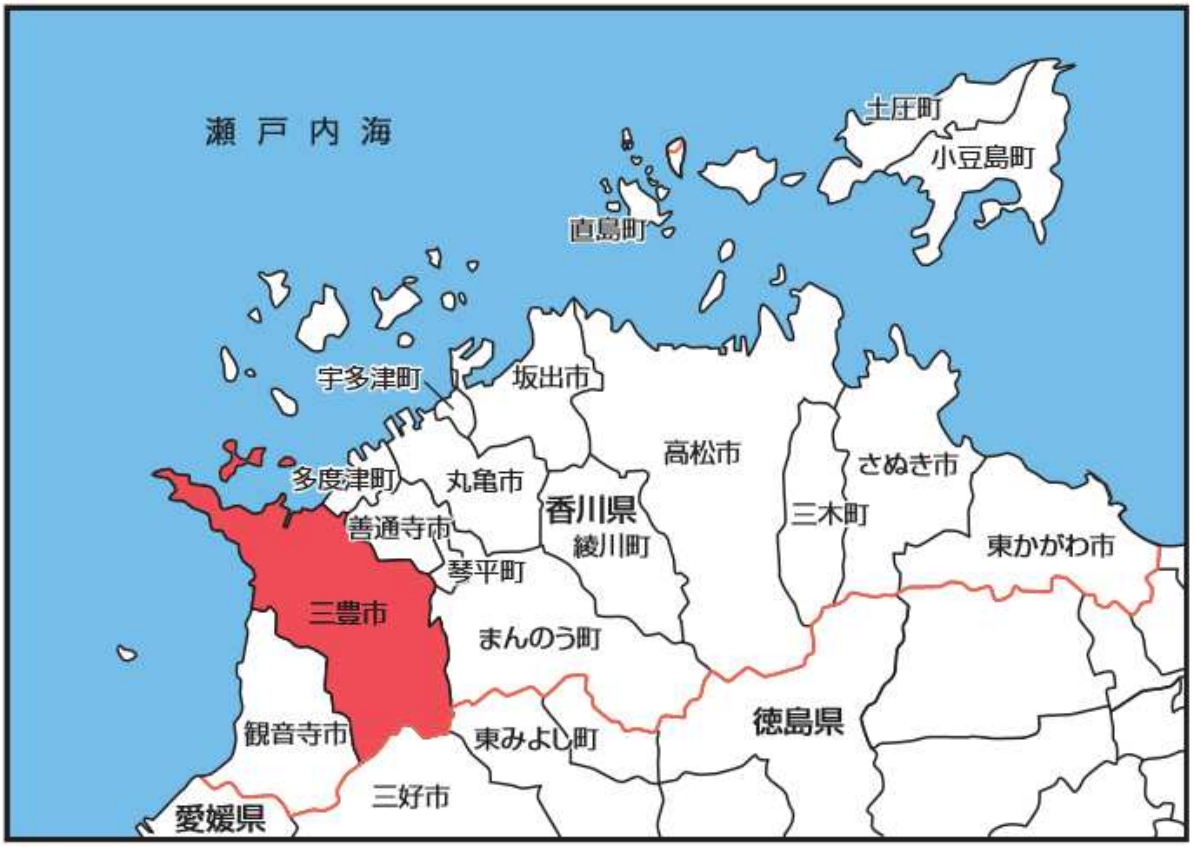

② 道路・交通条件

三豊市には、北東から南西方向に高松自動車道、国道 11 号、国道 377 号、JR 予讃線が走り、南東部を南北に国道 32 号、JR 土讃線が走っており、幹線交通軸を形成しています。

特に、高速自動車道は、市内にさぬき豊中インターチェンジと三豊鳥坂ハーフインターチェンジを有しているほか、国道 32 号を通じて井川池田インターチェンジとも連絡し、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面への交通の利便性が高くなっています。

また、JR 予讃線には詫間駅、みの駅、高瀬駅、比地大駅、本山駅、JR 土讃線には讃岐財田駅があるほか、予讃線と土讃線の分岐点である多度津駅、高松空港など交通の結節点にも近く、四国における交通の要衝に近接した恵まれた交通立地条件を有しています。

さらに、海上交通の拠点として、国際貿易港である詫間港と、マリンレジャーの盛んな仁尾港の 2 つの地方港湾を有しています。

高速道路の状況

主要な道路・交通網

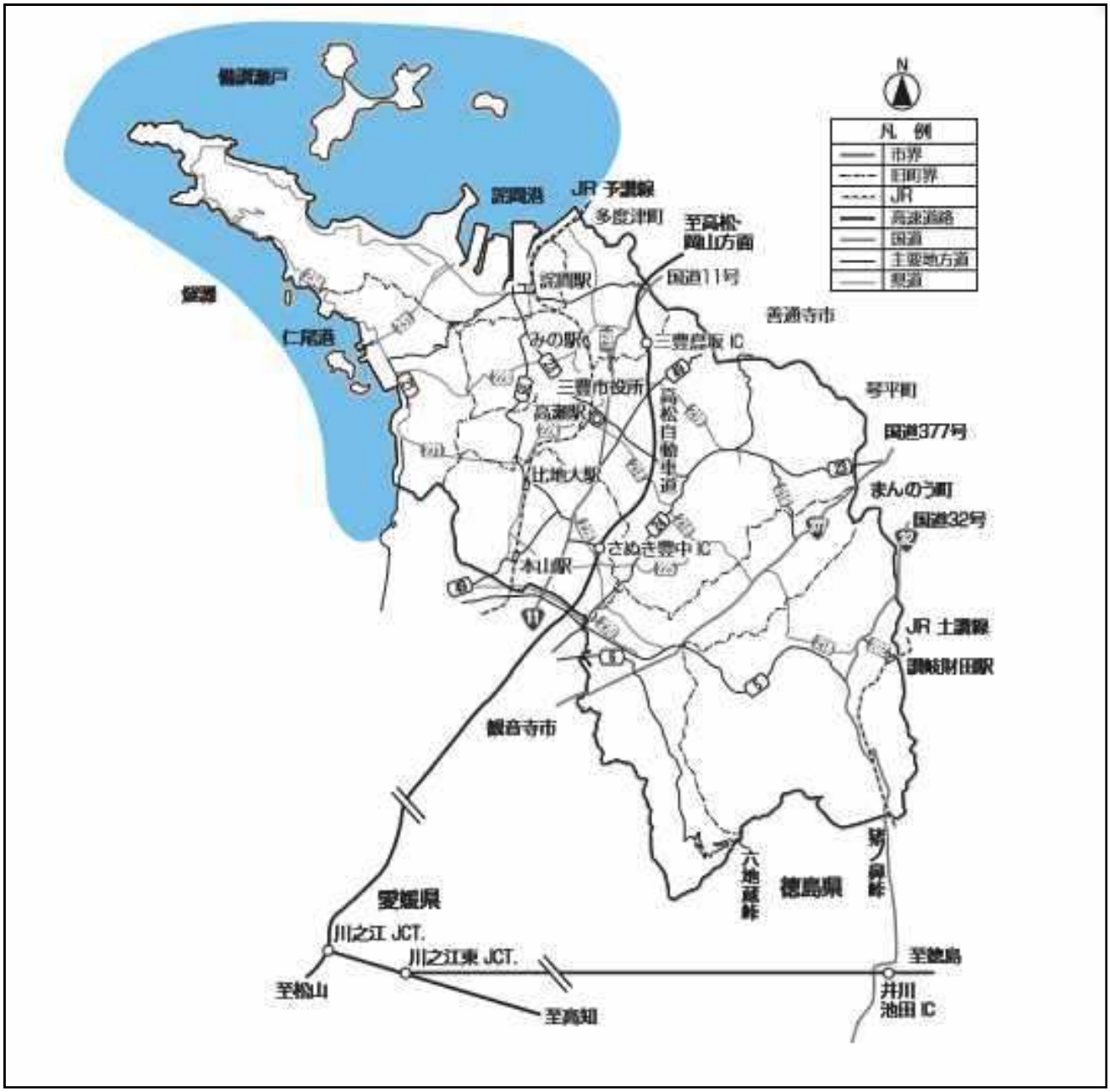
N
凡 例
市界
旧町界
JR
高速道路
国道
主要地方道
県道
備讃瀬戸
詫間港
JR 予讃線
多度津町
至高松・岡山方面
詫間駅
国道11号
善通寺市
仁尾港
みの駅
三豊高坂 IC
三豊市役所
高瀬駅
琴平町
国道377号
高松自動車道
比地大駅
まんのう町
国道32号
さぬき豊中 IC
本山駅
JR 土讃線
讃岐財田駅
観音寺市
愛媛県
八地峠
徳島県
境ノ峠
川之江 JCT.
川之江東 JCT.
至徳島
至松山
至高知
井川
池田 IC

(2) 少子高齢化の進展と総人口の減少

三豊市の総人口は平成 27 年(2015 年)10 月 1 日現在で 65,524 人であり、平成 22 年(2010 年)と比較すると人数にして 2,987 人、率にして 4.4%減少しています。また、平成 27 年(2015 年)の年齢別人口を見てみますと、年少人口(0 歳～14 歳)の占める割合は 11.8%、生産年齢人口(15 歳～64 歳)の割合は 53.7%、老年人口(65 歳以上)の割合 34.2%となっています。老年人口は、令和 2 年(2020 年)をピークに徐々に減り始める見込みです。

平成 27 年(2015 年)の人口と令和 22 年(2040 年)の人口(推計値)を比較しますと、老年人口は、人数にして 3,599 人、率にして 16.0%の減少の見込みです。また、年少人口は、人数にして 3,008 人、率にして 38.8%の減少の見込みです。年少人口について言い換えるならば、子どもの数が 25 年間で約 4 割減るということなのです。さらに、生産年齢人口についても比較すると人数にして 10,653 人、率にして 30.3%の減少の見込みです。また、総人口は人数にして 17,397 人、率にして 26.6%の減少の見込みです。

このように、三豊市の人口は、何らかの人口増加政策を実行しない限り、年少人口と生産年齢人口は減り続け、老年人口の比率(高齢化率)が年々増加する見込みです。

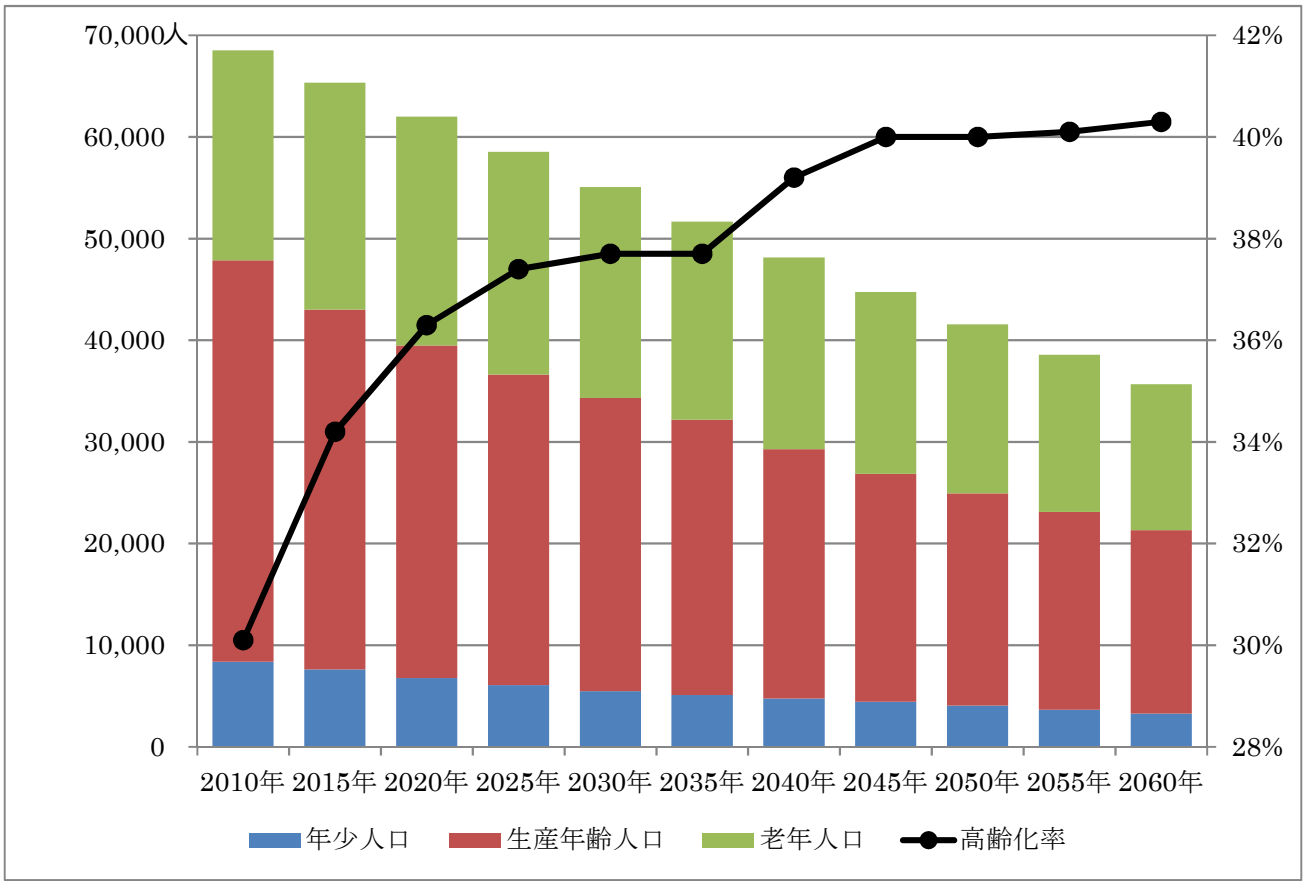

資料：まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成 27 年 10 月)
「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」準拠推計

三豊市の総人口の推移

	総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	高齢化率
平成 22 年 (2010 年)	68,511 人	8,346 人	39,523 人	20,642 人	30.1%
平成 27 年 (2015 年)	(国調) 65,524 人 (推計) 65,329 人	(国調) 7,754 人 (推計) 7,609 人	(国調) 35,192 人 (推計) 35,383 人	(国調) 22,441 人 (推計) 22,337 人	34.3%
令和 2 年 (2020 年)	61,984 人	6,757 人	32,711 人	22,517 人	36.3%
令和 7 年 (2025 年)	58,520 人	6,049 人	30,576 人	21,895 人	37.4%
令和 12 年 (2030 年)	55,080 人	5,476 人	28,821 人	20,783 人	37.7%
令和 17 年 (2035 年)	51,653 人	5,073 人	27,092 人	19,487 人	37.7%
令和 22 年 (2040 年)	48,127 人	4,746 人	24,539 人	18,842 人	39.2%
令和 27 年 (2045 年)	44,741 人	4,420 人	22,418 人	17,904 人	40.0%
令和 32 年 (2050 年)	41,555 人	4,036 人	20,897 人	16,622 人	40.0%
令和 37 年 (2055 年)	38,548 人	3,632 人	19,461 人	15,455 人	40.1%
令和 42 年 (2060 年)	35,678 人	3,259 人	18,056 人	14,363 人	40.3%

資料：まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成 27 年 10 月)
「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」準拠推計

(3) 財政状況

①　普通会計歳入決算額の推移

歳入決算額について平成 18 年度(2006 年度)と平成 27 年度(2015 年度)を比較すると、地方交付税(17 億 5 千万円の増)や地方債(69 億 1 千万円の増)のため、歳入合計は 115 億 8 千万円の増加となっています。

しかしながら、歳入のなかでも大きな割合を占める地方交付税は、合併算定替が平成 28 年度(2016 年度)より 5 年間かけて段階的に実施され、最終的には、現在より約 28 億円の減少する見込みです。また、少子高齢化が進み介護、医療、子ども手当など社会保障関係の歳出増加が見込まれているにも関わらず、生産年齢人口の減少により市税の大幅な伸びは期待できません。

こうした大変厳しい財政状況に対応し、より効率的で、なおかつ効果的な市政運営を推進するためには、事務事業の抜本的な見直しや、徹底した経費の削減が求められています。

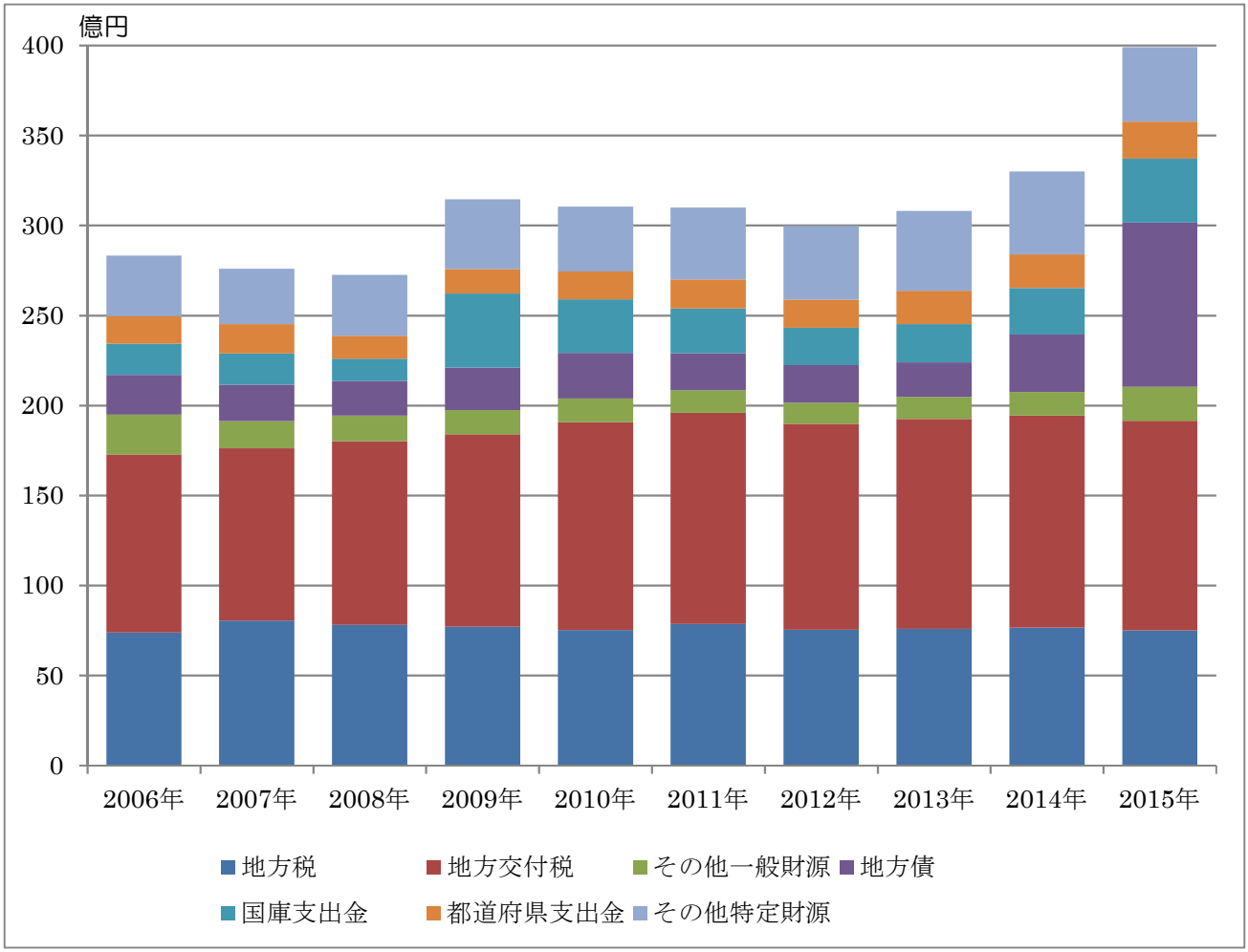

資料：総務省「決算カード」

普通会計歳入決算額の推移

(単位：千円)

	平成 18 年度 (2006 年)	平成 19 年度 (2007 年)	平成 20 年度 (2008 年)	平成 21 年度 (2009 年)	平成 22 年度 (2010 年)
一般財源	19,480,619	19,132,861	19,431,632	19,743,995	20,386,338
地方税	7,375,746	8,051,262	7,805,522	7,708,804	7,510,851
地方交付税	9,896,525	9,564,345	10,196,937	10,681,565	11,541,060
その他一般財源	2,208,348	1,517,254	1,429,173	1,353,626	1,334,427
特定財源	8,838,469	8,463,545	7,825,912	11,700,979	10,653,233
地方債	2,209,300	2,012,500	1,923,600	2,353,900	2,533,700
国庫支出金	1,741,488	1,736,580	1,238,375	4,117,995	2,966,086
都道府県支出金	1,527,896	1,633,471	1,271,021	1,362,848	1,558,086
その他特定財源	3,359,785	3,080,994	3,392,916	3,866,236	3,595,361
歳入合計	**28,319,088**	**27,596,406**	**27,257,544**	**31,444,974**	**31,039,571**

	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度 (2014 年)	平成 27 年度 (2015 年)
一般財源	20,852,317	20,144,116	20,461,860	20,740,656	21,030,796
地方税	7,851,517	7,531,810	7,578,362	7,645,114	7,501,262
地方交付税	11,735,315	11,441,371	11,667,704	11,791,752	11,643,009
その他一般財源	1,265,485	1,170,935	1,215,794	1,303,790	1,886,525
特定財源	10,131,221	9,834,969	10,345,354	12,249,899	18,870,944
地方債	2,054,200	2,096,500	1,932,500	3,202,100	9,120,000
国庫支出金	2,467,964	2,069,208	2,120,912	2,584,315	3,556,923
都道府県支出金	1,628,536	1,571,098	1,846,940	1,866,732	2,063,470
その他特定財源	3,980,521	4,098,163	4,445,002	4,596,752	4,130,551
歳入合計	**30,983,538**	**29,979,085**	**30,807,214**	**32,990,555**	**39,901,740**

資料：総務省「決算カード」

②　普通会計歳出決算額の推移

歳出決算額について平成 18 年度(2006 年度)と平成 27 年度(2015 年度)を比較すると、人件費は 17 億 4 千万円の減少、公債費は 7 億 2 千万円の減少はみられるものの、扶助費(17 億 1 千万円の増)や補助費(6 億 3 千万円の増)、投資的経費(86 億 1 千万円の増)のため、歳出合計は 108 億 7 千万円の増加となっています。

特に、平成 27 年度(2015 年度)は小学校 2 校、学校給食センター、火葬場の建設工事が重なったことで、投資的経費が著しく大きくなりました。

今後は計画的に公共施設の再配置を進めるとともに、地方交付税が一本算定により約 28 億円減額される将来に向けて、効率的かつ効果的な市政運営を実現するため、事務事業の見直しや、徹底した経費の削減が求められています。

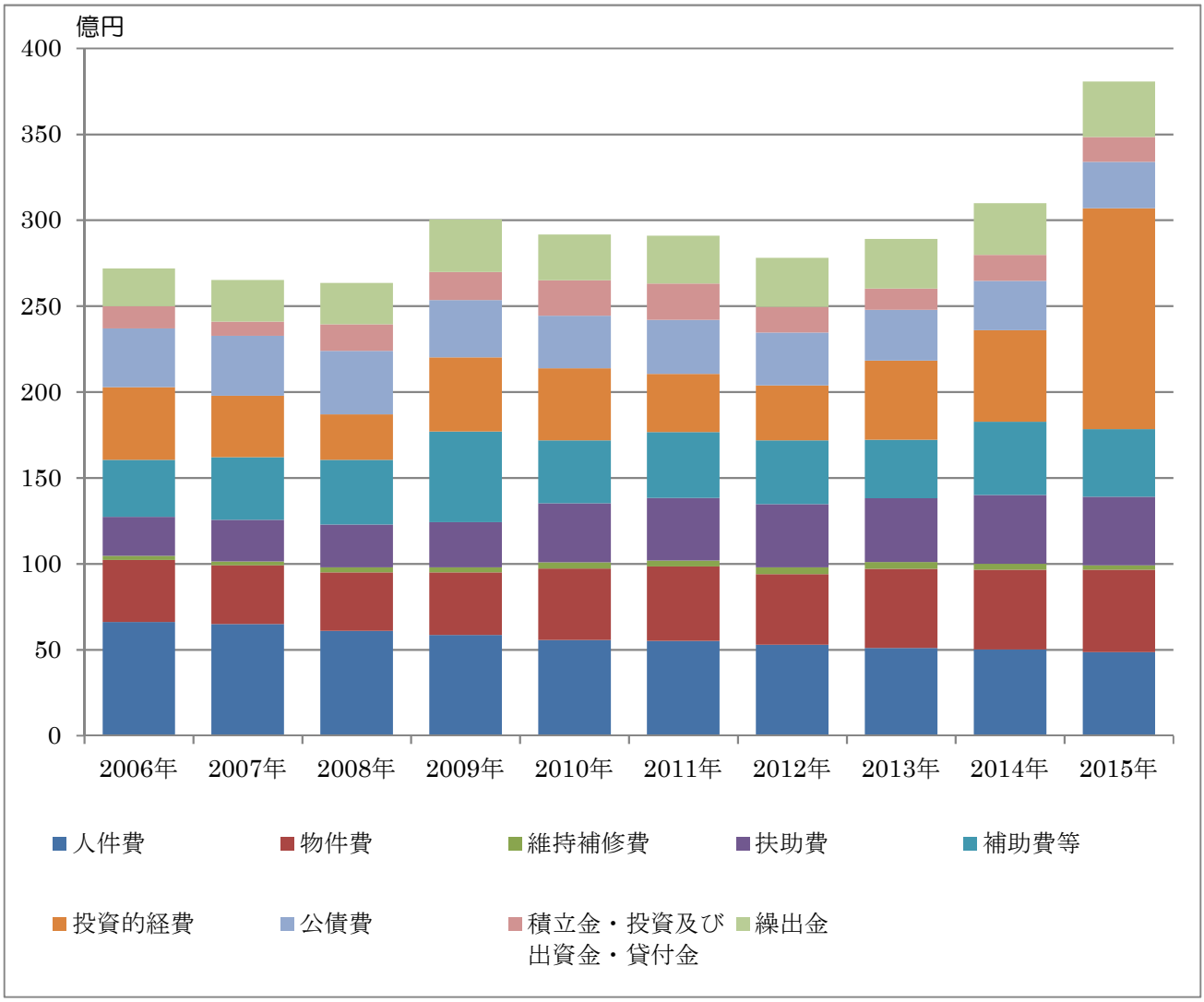

資料：総務省「決算カード」

普通会計歳出決算額の推移

(単位：千円)

	平成 18 年度 (2006 年)	平成 19 年度 (2007 年)	平成 20 年度 (2008 年)	平成 21 年度 (2009 年)	平成 22 年度 (2010 年)
消費的経費	16,050,750	16,198,357	16,051,009	17,695,785	17,179,670
人件費	6,606,457	6,487,800	6,095,018	5,860,331	5,573,134
物件費	3,613,483	3,423,514	3,405,291	3,645,354	4,144,503
維持補修費	241,044	218,560	291,358	290,129	368,292
扶助費	2,277,777	2,431,523	2,488,759	2,633,757	3,442,946
補助費等	3,311,989	3,636,960	3,770,583	5,266,214	3,650,795
投資的経費	4,232,533	3,584,231	2,644,572	4,313,629	4,192,101
公債費	3,416,882	3,490,049	3,693,102	3,339,247	3,073,273
積立金・投資及び出資金・貸付金	1,288,335	824,285	1,551,652	1,631,274	2,063,873
繰出金	2,204,428	2,414,154	2,413,680	3,053,217	2,655,267
歳出合計	**27,192,928**	**26,511,076**	**26,354,015**	**30,033,152**	**29,164,184**
義務的経費	12,301,116	12,409,372	12,276,879	11,833,335	12,089,353

	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度 (2014 年)	平成 27 年度 (2015 年)
消費的経費	17,666,481	17,186,377	17,210,298	18,275,659	17,845,013
人件費	5,518,746	5,295,180	5,092,162	5,013,219	4,862,149
物件費	4,323,248	4,108,036	4,615,602	4,635,995	4,785,896
維持補修費	343,934	391,486	396,098	341,728	260,241
扶助費	3,644,777	3,672,363	3,705,190	4,011,908	3,990,652
補助費等	3,835,776	3,719,312	3,401,246	4,272,809	3,946,075
投資的経費	3,393,129	3,195,700	4,622,119	5,325,075	12,847,325
公債費	3,137,967	3,082,913	2,952,051	2,858,106	2,696,130
積立金・投資及び出資金・貸付金	2,119,885	1,484,038	1,236,110	1,524,780	1,455,305
繰出金	2,772,941	2,859,710	2,879,771	2,995,486	3,224,044
歳出合計	**29,090,403**	**27,808,738**	**28,900,349**	**30,979,106**	**38,067,817**
義務的経費	12,301,490	12,050,456	11,749,403	11,883,233	11,548,931

資料：総務省「決算カード」

③　地方交付税の「合併算定替」と「一本算定」

三豊市のように「平成の大合併」をした自治体に対しては、合併特例法による普通交付税の合併算定替（※1）という特別の優遇措置が設けられています。三豊市では、この合併特例法の適用を受け、平成 18 年度(2006 年度)から平成 27 年度(2015 年度)の 10 年間で約 326 億円の特例措置を受けています。また合わせて臨時財政対策債（※2）という、後年度で普通交付税に 100%算入される有利な起債(借金)が出来る金額も合併算定替が認められており、その額も 10 年間で約 36 億となっています。従って、合わせて 362 億円(年平均約 36 億円)もの金額が本来よりも多く算定されていることになります。

しかし、この優遇措置も合併後 10 年を超えると 5 年かけて段階的に減額され、合併後 15 年を超える令和 3 年度(2021 年度)には、三豊市単独として「一本算定」されることになるため、今まで以上に厳しい財政運営となることが予想されます。

（※1）合併算定替：複数の町が一つの市に合併し、急激に普通交付税が減少することを防止するため、合併算定替という特例措置が設けられた。主として経常経費に係る財源を当面確保することを目的としており、三豊市の場合、7 町がなお存続するものとして、その年度の普通交付税の算定式に従い計算される。最長 15 年間の優遇措置が受けられる。

（※2）臨時財政対策債：臨時財政対策債は、本来、地方交付税として配分すべきところを交付税が不足した場合に個々の自治体が市債という形で立て替えておき、期間を明確にして全額を後年度、地方交付税で補てんするという仕組みである。(地方財政法第 33 条の 5 の 2 に規定)

地方交付税の推移

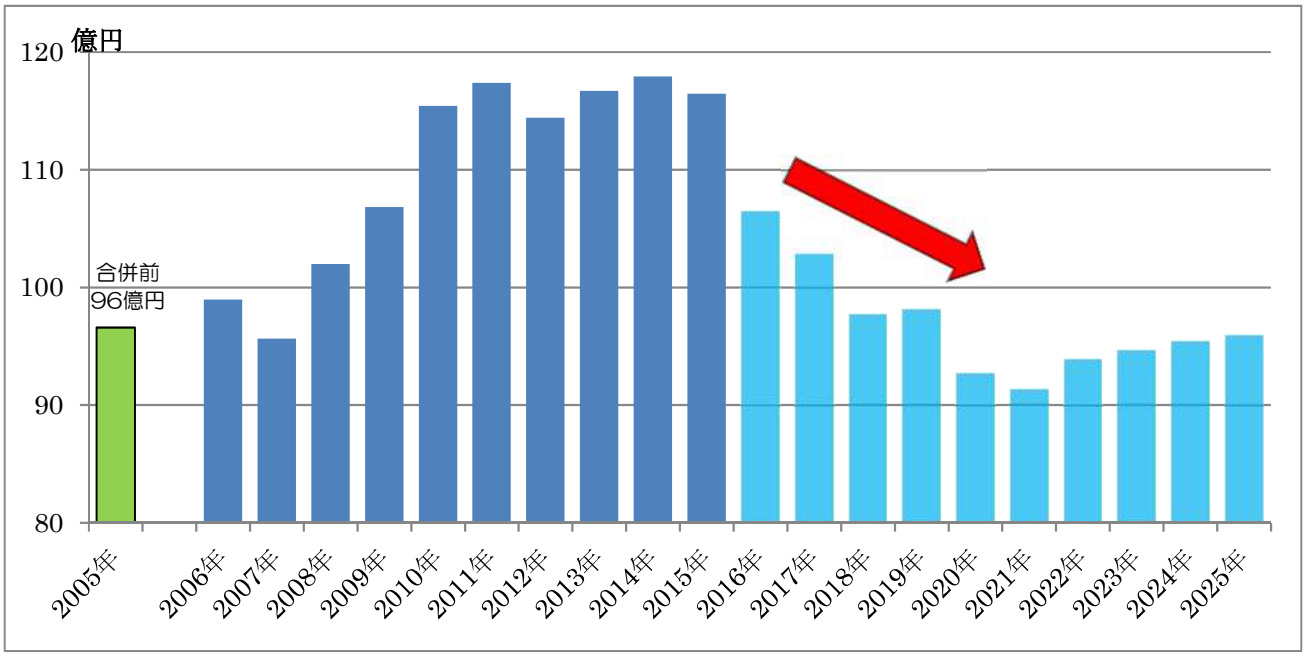

資料：中期財政計画

④　その他の財政支援措置

地方交付税以外にも様々な財政支援が設けられており、三豊市もこれまで合併後の円滑な行政運営ができるよう財政支援を受けています。しかし、財政支援は期間が定められ、また上限額を満たした時点で打ち切られ、さらに普通交付税や特別交付税のように、既に終了した分野もあることから、今後も期待できる安定した収入ではありません。

合併後の円滑な行政運営が実施出来るよう設けられた財政支援

区　分	財政支援措置	支援内容
普通交付税	合併直後の臨時的経費に係る財政支援措置(国)	行政の一本化に要する経費や行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費
特別交付税	新たなまちづくり等の財政支援措置(国)	合併を機に行われるコミュニティ施設整備等、新たなまちづくりに必要となる経費
合併補助金	新市建設計画に掲げた事業に対する補助(国)	合併に伴う必要経費として、人口規模に合わせて 10 年間で約 7.8 億円交付
合併支援金	新市建設計画に掲げた事業に対する補助(県)	合併に伴う一本化のための必要経費として、3 年間で 10 億円交付
起債 (合併特例債)	(ハード) まちづくりのための建設事業に合併特例債が発行可能 (ソフト) 一体感の醸成、旧町単位の振興のための基金積み立ての原資に合併特例債が発行可能	新市建設計画に基づく事業のうち、合併後 15 年間は建設事業や基金積立に必要な財源の 95%に「合併特例債」が活用できる。後年度、普通交付税に元利償還金の 70%が需要額に算入

第 3 章　三豊市の公共施設等の整備状況

(1) 公共施設の分類

「公共施設」と一口に言っても、様々なものがあります。

市役所、学校、公民館、図書館など、市民利用に供する公共施設はもちろん、ごみ処理施設、し尿処理施設などの「プラント」も公共施設に含まれます。いずれも建物を有するため、建物系公共施設と総括することもあります。

また、道路や橋りょう、上下水道などはインフラ系公共施設と呼ばれます。

平成 23 年度(2011 年度)に実施した概要調査の際には、道路や橋りょう、上下水道などの「インフラ」を除く建物系公共施設について現況を調査し、課題を抽出しました。

調査した結果、三豊市の公共施設の総数は 466 施設、土地の総面積はおよそ 215 万㎡、建物の延床面積はおよそ 37 万㎡であることが分かりました。次図に表したとおり、このうち、土地、建物ともに学校教育系施設が占める割合が最も多く、土地については全体のおよそ 27%に当たる約 58 万㎡を、建物については、およそ 41%に当たる約 15 万㎡を学校教育系施設が占めています。

建物系公共施設の分類別内訳

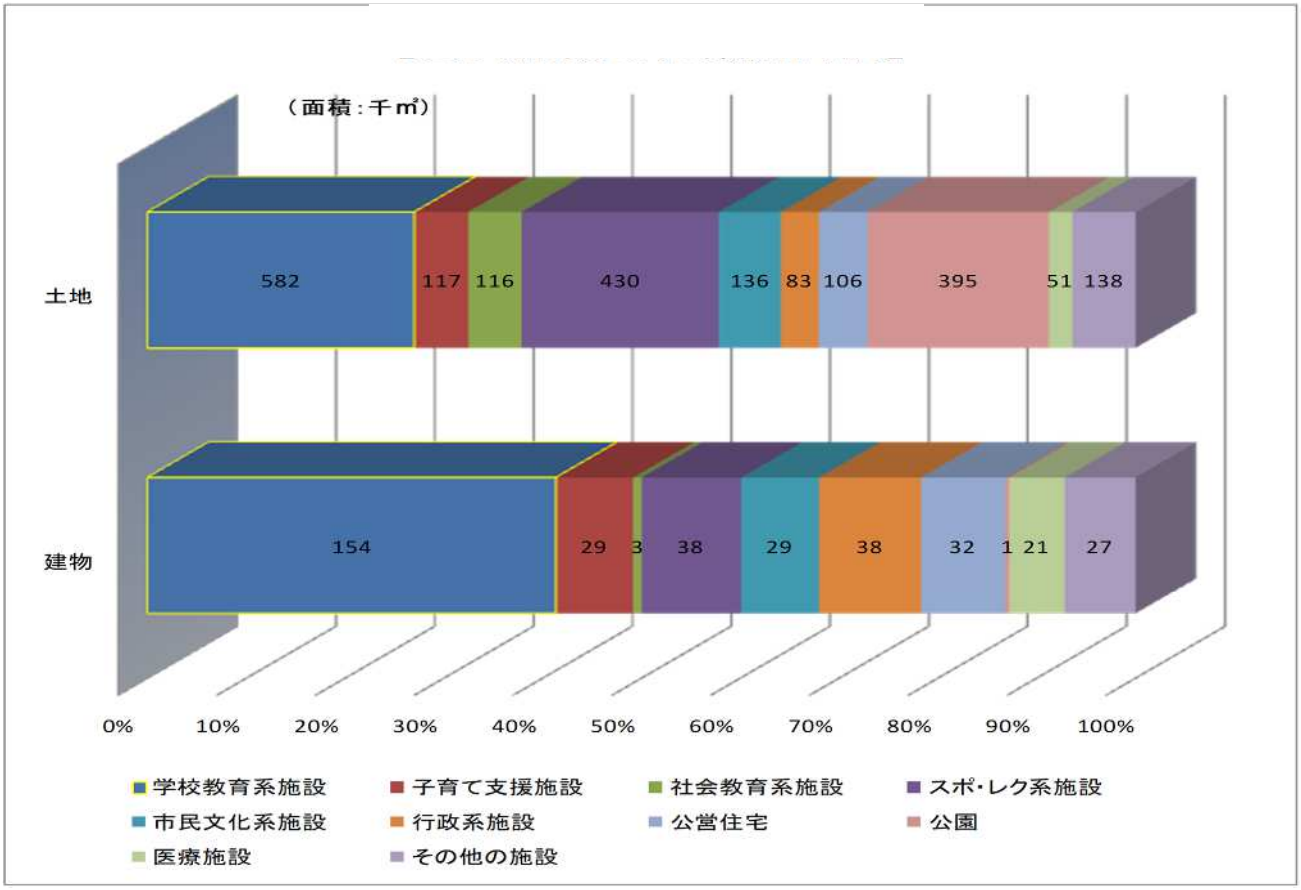

本計画では、「インフラ」を含めた、すべての公共施設について現況を再調査し、課題を抽出しました。

本計画で対象とする公共施設の分類

類型区分	大分類	中分類	主な公共施設
建物系公共施設	市民文化系施設	集会施設	公民館、集会所
		文化施設	三豊市文化会館(ﾏﾘﾝｳｪｰﾌﾞ)、生涯学習ｾﾝﾀｰ 豊中町芙蓉文化の里館
	社会教育系施設	図書館	図書館
		資料館等	宗吉かわらの里展示館、詫間町民俗資料館
	ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	スポーツ施設	たくまシーマックス、Ｂ＆Ｇ海洋ｾﾝﾀｰ 緑ヶ丘総合運動公園、体育館・体育ｾﾝﾀｰ
		保養施設	たかせ天然温泉、ふれあいパークみの ル・ポール粟島、たからだの里「環の湯」
	産業系施設	産業系施設	詫間勤労会館
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	給食センター
	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育所
		幼児・児童施設	児童館・子育て支援ｾﾝﾀｰ、放課後児童ｸﾗﾌﾞ
	保健・福祉施設	保健施設	保健センター
		高齢福祉施設	老人デイサービスセンターのぞみ荘 老人いこいの家
		障害者福祉施設	三野町太陽の家
	行政系施設	庁舎等	市庁舎、支所、出張所
		消防施設	消防屯所
		その他行政系施設	防災センター
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
	公園	公園	都市公園、農村公園
	供給処理施設	供給処理施設	三豊クリアプラザ
	その他	その他	駐車場、駐輪場、斎場、墓地
土木系公共施設	道路	道路	一級、二級、その他市道
		橋りょう	PC 橋、RC 橋、鋼橋等
企業会計施設	上水道施設	上水道施設	水道局庁舎、浄水場
	下水道施設	下水道施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設
	病院施設等	病院施設 医療施設	西香川病院、永康病院 志々島診療所、粟島診療所、財田診療所

(2) 総人口と公共施設累計面積の推移

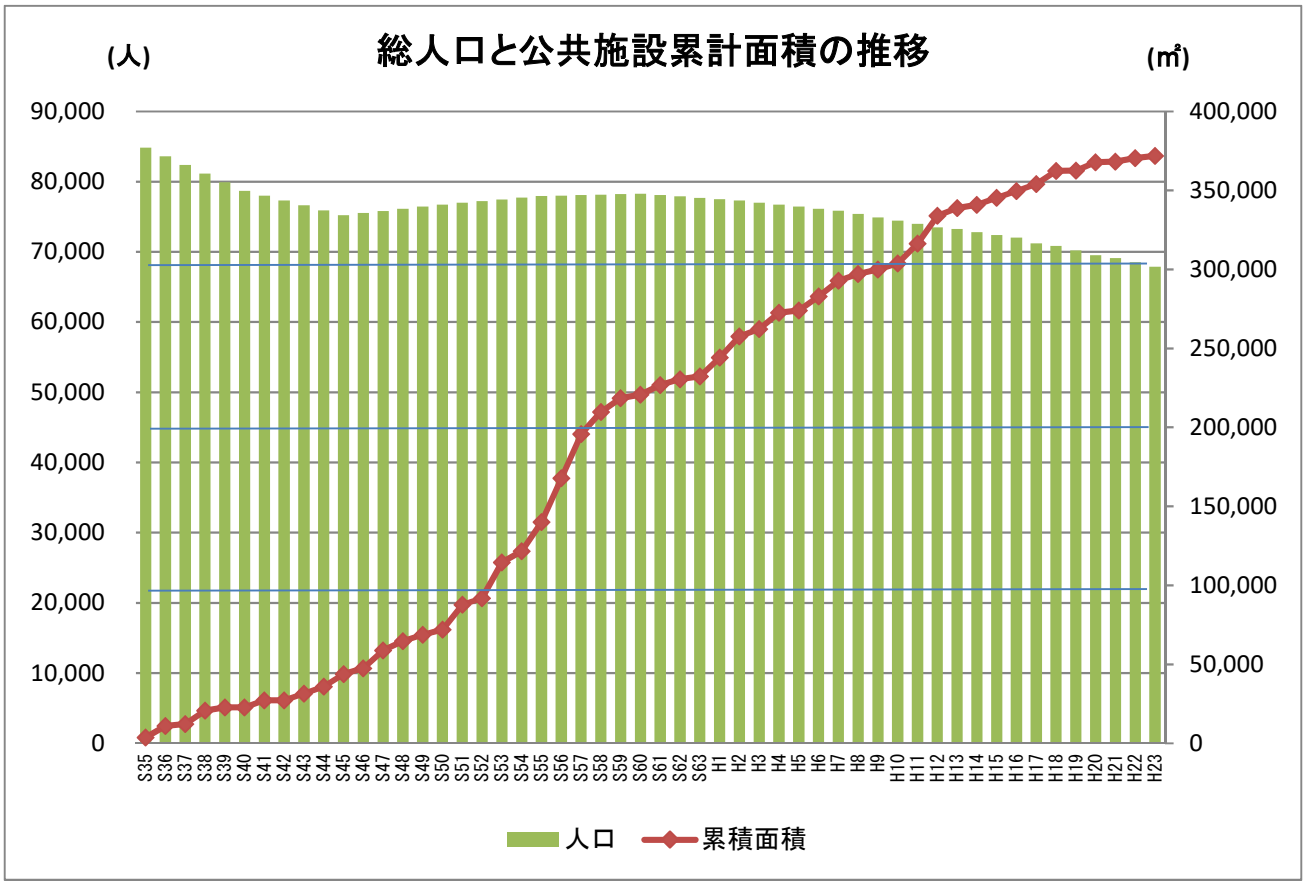

昭和の大合併が一段落した昭和 35 年(1960 年)には、主要な公共施設で現存するものの延床面積は、わずか 3,708 ㎡でした。しかしその後の高度経済成長と、団塊ジュニア世代の人口増加等により、昭和 53 年(1978 年)には、延床面積 10 万㎡、昭和 58 年(1983 年)には 20 万㎡と、わずか 5 年の間に公共施設の延床面積は学校施設を中心として 2 倍になりました。その後、増加のスピードはやや鈍るものの、平成 10 年(1998 年)には延床面積が 30 万㎡を超え、その後も少しずつ増加し、現在の状況に至っています。

一方、総人口は昭和 60 年(1985 年)の 78,282 人を頂点に減り続けており、平成 27 年(2015 年)までの 30 年間で総人口は 1 万人以上減っています。今後もこの傾向は続く見込みであり、総人口の減少による市税収入の減少や、合併算定替終了に伴う地方交付税の減少が予想されるところです。

これに加え、社会全体が超高齢化し福祉関連の支出は増加することが予想されることから、建物系公共施設をはじめ、道路や橋りょうなどのインフラ系公共施設にかけられる予算は、ますます厳しくなることが予想されます。

過去の延床面積との比較

	昭和 60 年 (1985 年)	平成 22 年 (2010 年)	令和 17 年 (2035 年)
延床面積	220,665 ㎡	371,874 ㎡	―
歳出予算規模	約 378 億円	約 308 億円	―
生産年齢人口	50,064 人	39,478 人	26,079 人
老年人口	12,961 人	20,688 人	20,088 人
$\frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}}$	$\frac{1}{3.9}$	$\frac{1}{1.9}$	$\frac{1}{1.3}$

(3) 本計画策定時以降の公共施設面積の増減推移

公共施設面積の増減推移

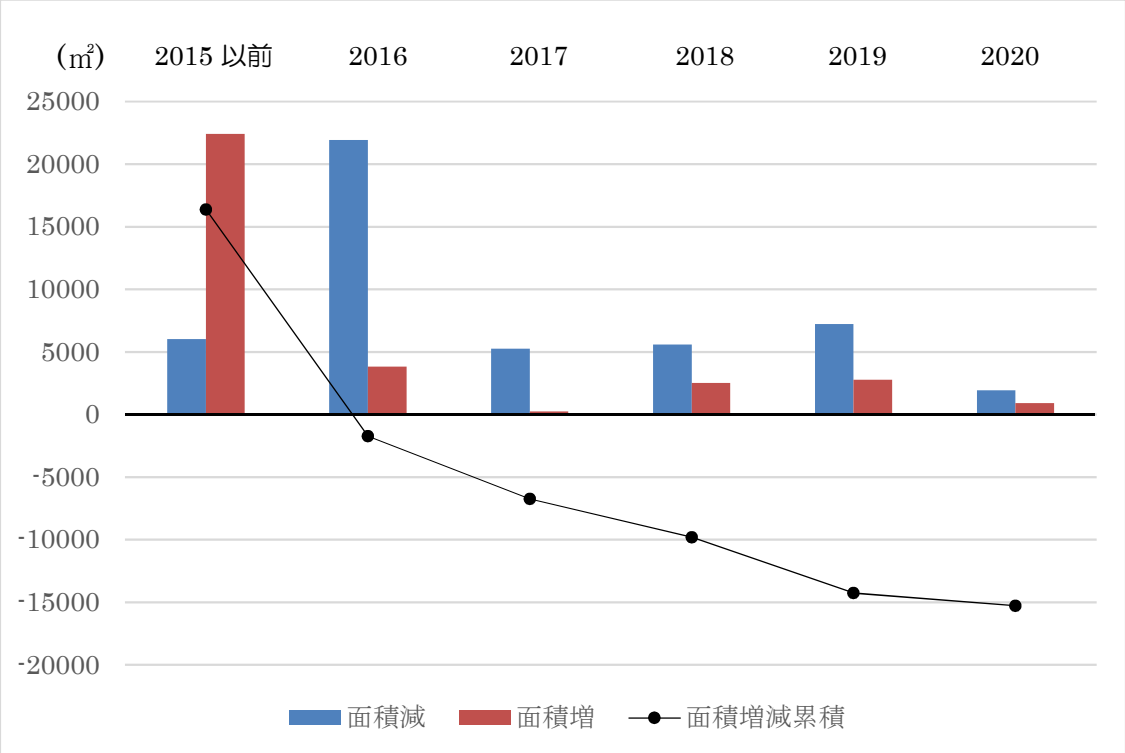

公共施設面積の増減推移

（単位：㎡）

	平成 27 年以前 (2015 年以前)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	合　計
(施設数)	(▲16)	(▲24)	(▲10)	(▲9)	(▲16)	(▲4)	(▲79)
延床面積減	▲6,024.62	▲21,922.65	▲5,255.84	▲5,570.33	▲7,222.85	▲1,933.24	▲47,929.53
(施設数)	(9)	(2)	(-)	(2)	(5)	(1)	(19)
延床面積増	22,401.78	3,812.12	245.01	2,500.87	2,776.2	907.91	32,643.89
面積増減	16,377.16	▲18,110.53	▲5,010.83	▲3,069.46	▲4,446.65	▲1,025.33	▲15,285.64

面積増減累積	16,377.16	▲1,733.37	▲6,744.2	▲9,813.66	▲14,260.31	▲15,285.64

ここでの削減面積には、建物除却の場合のほか、再配置完了施設を対象に含めています。

本市が保有している公共施設数は、本計画策定時点では 466 施設でした。その後、本計画中間年の 5 年目終了時（令和 3 年（2021 年）3 月 31 日時点）では、79 施設が再配置完了し、新設及び取得により 19 施設が増となったため、合計 406 施設（466 - 79 +19 = 406 施設）となっています。(延床面積減の施設数には一部除却施設は除く。延床面積増の施設数には改築・建替え施設は除く。)

また、令和 3 年（2021 年）3 月 31 日時点での公共施設削減面積は、15,285.64 ㎡となっています。

再配置完了施設、新設、取得施設の一覧ついては、第 7 章⑺に掲載しています。

※「再配置完了」

本計画において「再配置完了」とは、条例を廃止したとき、または一般財源負担がなくなったときと定義しています。

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（建物や道路、橋りょう等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表します。本市の場合は、市が保有する償却対象資産全体の減価償却率は 55%程度と耐用年数の半分を超えて老朽化が進行しています。施設によっては、使用期間が耐用年数に迫るものもあることから、計画的な老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

年度別 有形固定資産減価償却率（財政状況資料集より）

平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）	平成 30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）
54.7%	55.0%	55.5%	55.3%	56.1%

(5) 建物系公共施設の整備状況

建物系公共施設の築年別整備状況

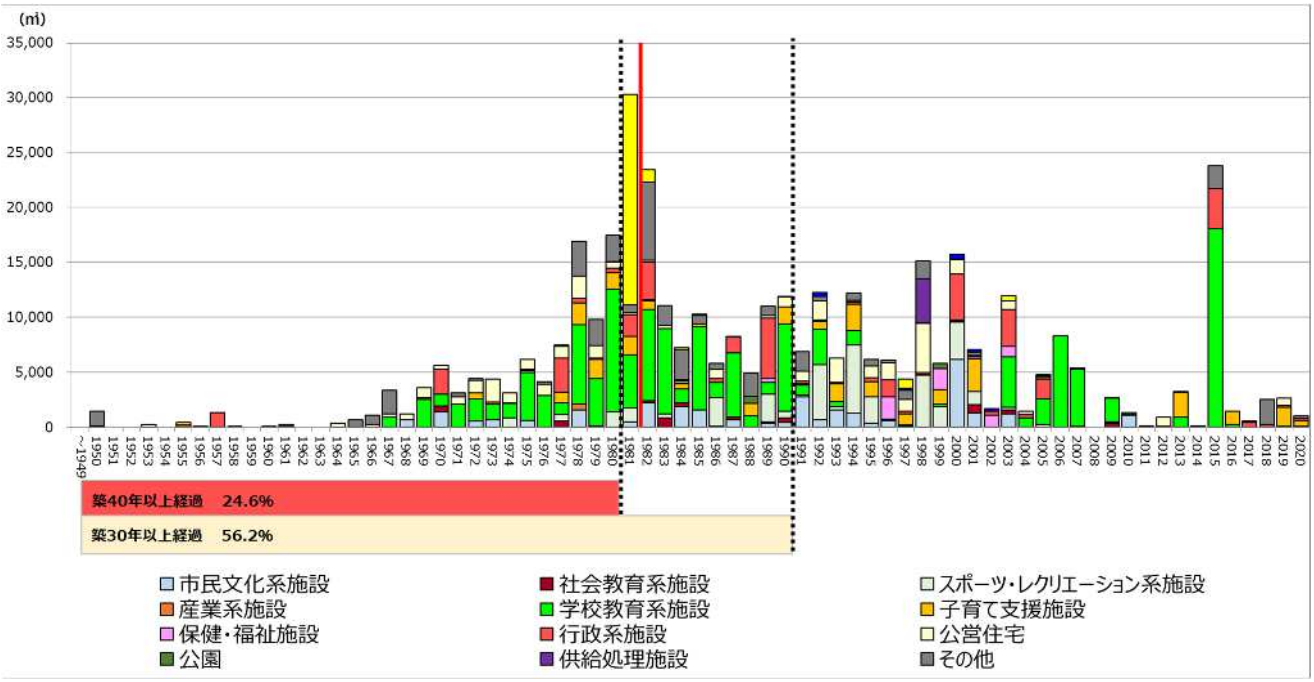

上図に示すように、建物系公共施設は 1970 年代を中心に整備され、昭和 56 年(1981 年)の新耐震化基準以前に建築された公共施設は、全体の約 3 割を占めています。また、令和 3 年(2021 年)3 月 31 日現在では、三豊市が保有している建物系公共施設は、築後 30 年以上の経過した建物が 56.2%、築後 40 年以上経過した建物が既に 24.6%を占めています。このことは、今後維持補修費に多額の投資が必要になるとともに、近い将来、更新しなければならない建物が多いことを示しています。

(6) 建物系公共施設の更新費用の試算（従来型推計）

建物系公共施設の更新費用の試算（従来型推計）

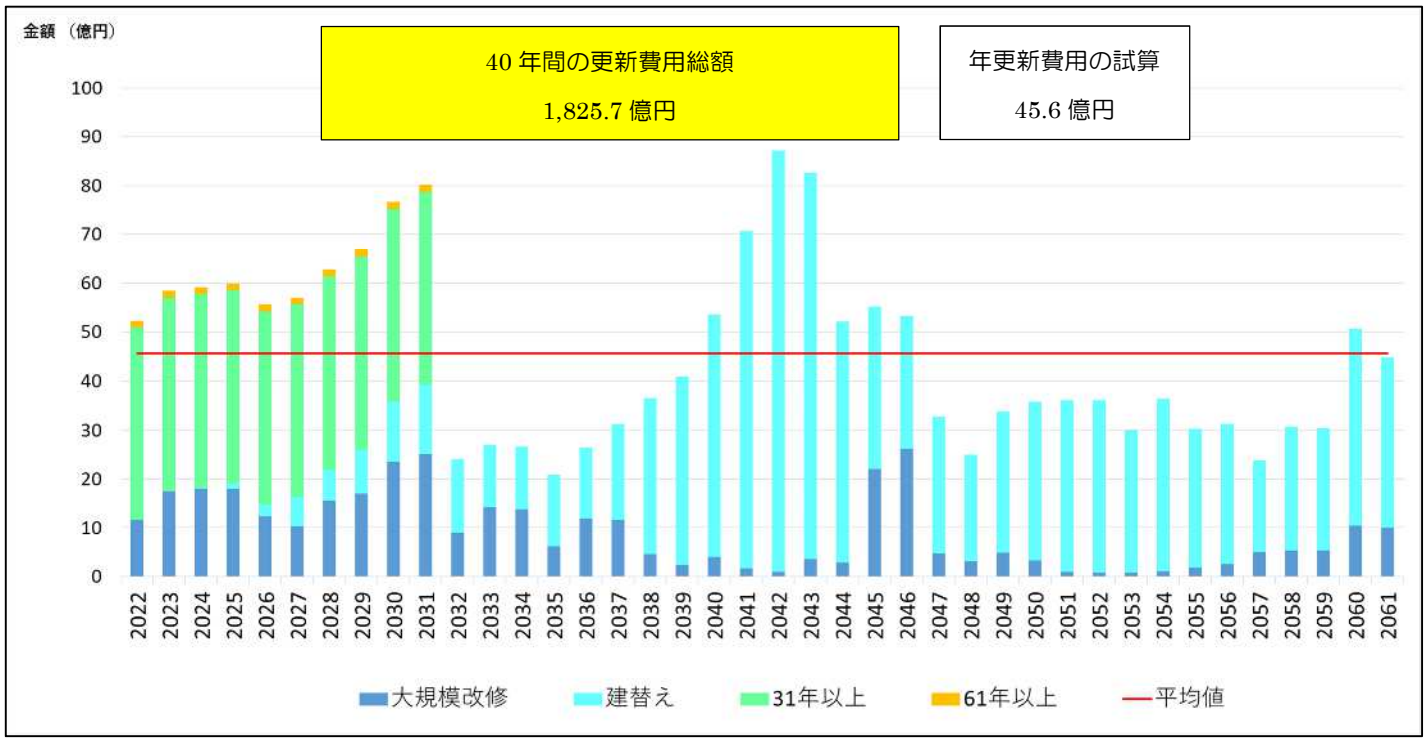

三豊市の建物系公共施設について、このまま現在の公共施設数を維持したまま、主要な建物を耐用年数に応じて建替えを行うと仮定して、更新費用を試算しました。（令和 3 年(2021 年)3 月 31 日現在の数値による試算）

すべての建物系公共施設を建替えるためには、今後 40 年間で 1825.7 億円の更新費用が必要となり、年平均では、毎年 45.6 億円が必要になる推計結果となりました。

更新費用（従来型推計）の前提条件及び試算方法

試算の方法

・耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

更新単価　×　延床面積　＝　更新費用

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

耐用年数の設定

・一律で 60 年として試算。

更新年数の設定

・建築後 30 年で大規模改修（改修期間 2 年）
・建築後 60 年で建替え（建替期間 3 年）
・経過年数が 30 年を超え 50 年以下の場合は今後 10 年間で大規模改修（均等割）
・経過年数が 50 年を超えている場合は、大規模改修は行わず 60 年を経た年度に建替え
・経過年数が 60 年を超えている場合は、今後 10 年間で建替え（均等割）。

試算に用いる単価

下表は、建築系公共施設の更新単価を示した表である。

更新費用推計に関する設定・更新単価

施設分類	建替単価（円/㎡）	改修単価（円/㎡）
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設、医療施設	400,000	250,000
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他	360,000	200,000
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	330,000	170,000
公営住宅	280,000	170,000

（一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトの単価を参照）

(7) 建物系公共施設の更新費用の試算（長寿命化型推計）

建物系公共施設の更新費用の試算（長寿命化型推計）

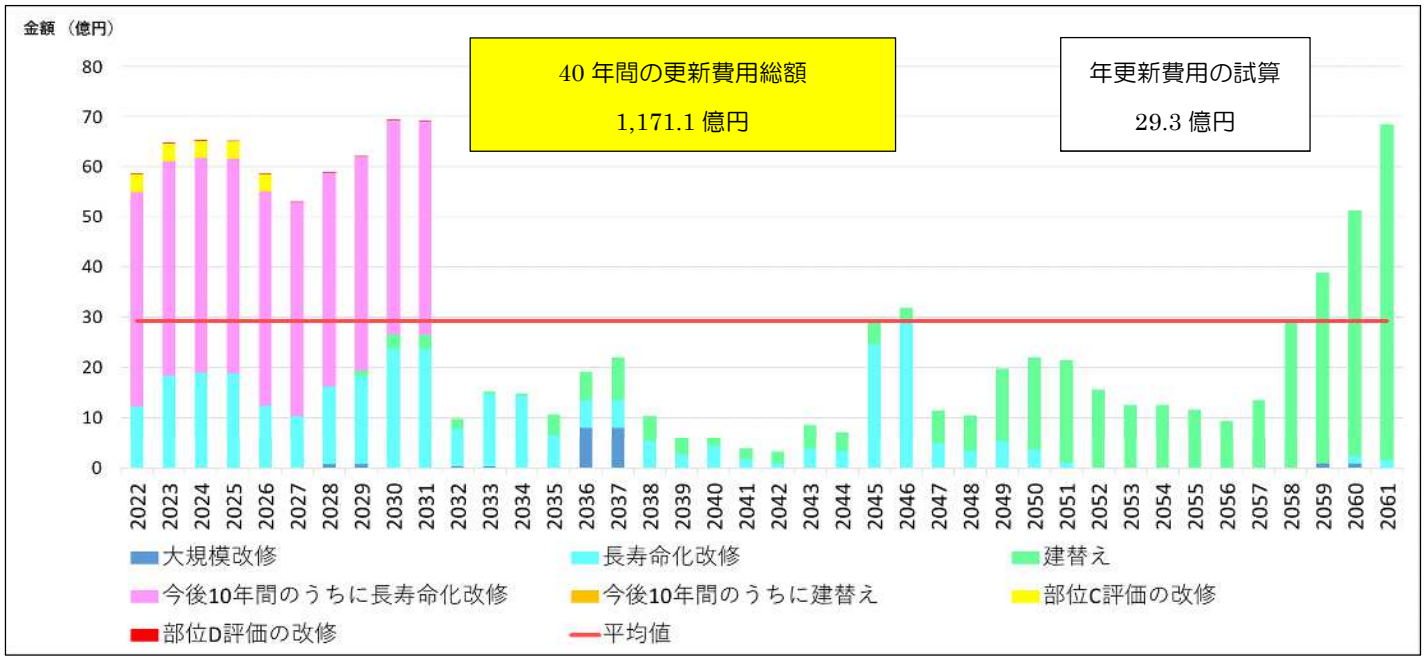

予防保全的に長寿命化対策を行い、長寿命化を図る場合の推計を算出します。新耐震基準以降に建設された建物は長寿命化を図り、耐用年数を 80 年とし、旧耐震基準の建物は従来型と同じ試算条件とします。また、個別施設計画策定時に行った劣化状況調査を踏まえて、推計に反映しています。（学校施設等長寿命化計画策定時の推計と同条件）。

長寿命化対策を考慮した場合の更新費用推計を行った結果、年平均では、毎年 29.3 億円が必要になる推計結果となりました。従来型の場合より、年間 16.3 億円の更新費用の削減が見込まれます。

今後は、長寿命化の考え方を取り入れ、対策していくことが重要となります。

更新費用（長寿命化型推計）の前提条件及び試算方法

試算の方法

・計算は、従来型と同様、更新単価　×　延床面積　＝　更新費用

・旧耐震基準の建物は、従来型の条件と同様。新耐震基準の建物は、以下に示す長寿命化型の条件で試算を行う。

耐用年数の設定（長寿命化型）

・長寿命化型の目標耐用年数 80 年

更新年数の設定（長寿命化型）

・建築後 40 年で長寿命化型改修（改修期間 2 年）

・建築後 20 年、60 年で予防保全的な大規模改修（改修期間 1 年）

・建築後 80 年で建替え（建替期間 3 年）

・改修や建替えの時期を過ぎてしまっている場合は、従来型と同様、今後 10 年間で均等割

試算に用いる単価（長寿命化型）

・建替えの単価は、従来型と同様。大規模改修（予防保全）と長寿命化改修の単価は下表のとおり。

部位修繕

・個別施設計画策定時に行った劣化状況調査において、施設の部位が、C または D 評価であった場合は、部位修繕の対策金額を反映。対策金額の算出方法は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフト」（文部科学省）に準ずる。

・C 評価の部位は 10 年以内（今後 10 年間で均等割）、D 評価の部位は 5 年以内（今後 5 年間で均等割）に部位修繕の実施を行う。

※ただし、建替え、長寿命化改修の前後 10 年間に重なる場合は実施しない。

更新費用推計に関する設定・更新単価

施設分類	建替単価（円/㎡）	長寿命化改修単価（円/㎡）	予防保全改修単価（円/㎡）
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設、医療施設	400,000	240,000	100,000
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他	360,000	216,000	90,000
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	330,000	198,000	82,500
公営住宅	280,000	168,000	70,000

（一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトの単価を参照）

(8) 建物系公共施設の更新費用の試算（個別施設計画）

令和 4 年度（2022 年度）に策定した公共施設個別施設計画では、本計画の終期に合わせて令和 7 年度（2025 年度）までの今後 4 年間の再配置方針をまとめました。

個別施設計画の作成においては、劣化状況調査を踏まえた予防保全の考え方を取り入れています。また、今後改修や更新の対策が必要である施設、今後廃止予定・建替えや改修の費用をかける必要のない施設の洗い出しを行い、それらを整理した上で更新費用を算出しました。

その結果、4 年間で 67.5 億円の更新費用が必要となり、年平均では、16.9 億円が必要になる推計結果となりました。

ただし、この推計については、短期の見込みであるため、令和 8 年度以降も中長期的な更新費用の把握を行っていく必要があります。

建物系公共施設の更新費用の試算（個別施設計画）

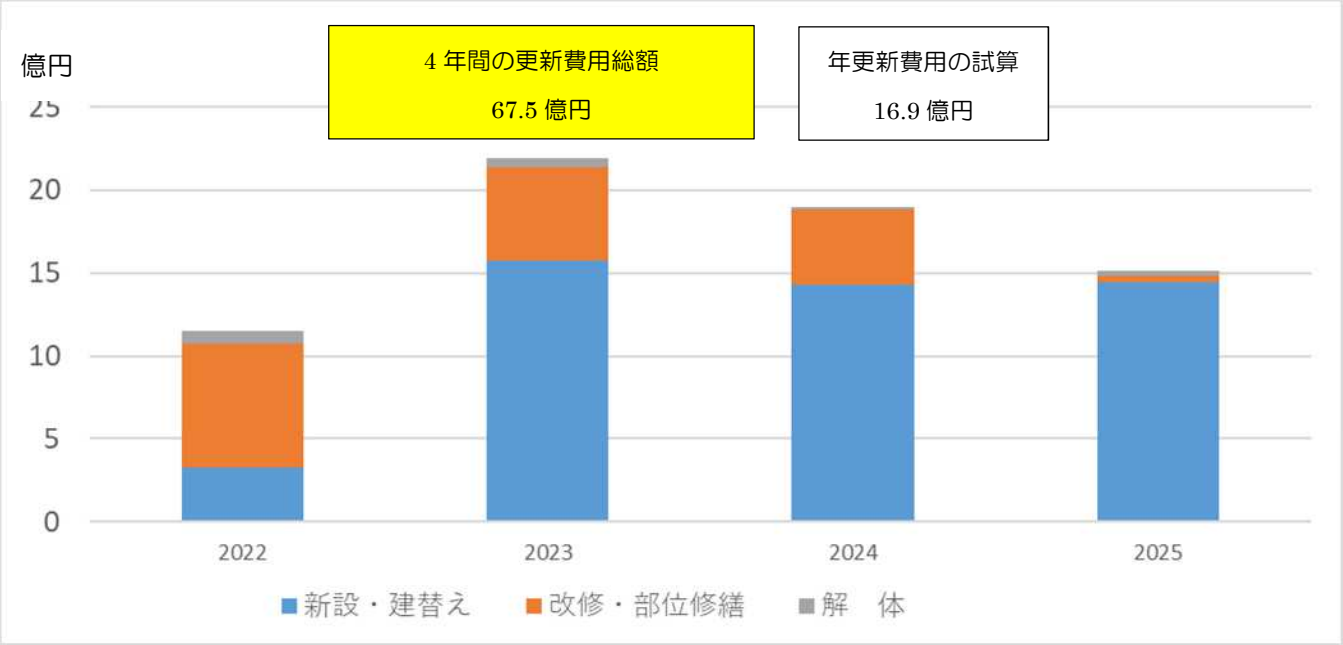

- 更新費用の試算は、本市公共施設長寿命化指針に従い、目標使用年数を 65 年に設定し、継続使用を予定している対象施設は全て中間年＝30 年目に長寿命化改修・大規模改修を実施、目標使用年数の 65 年目に建替えを実施するとし、シミュレーションを行っています。
- 更新費用単価は、長寿命化型推計の単価を設定しています。
- 上記の対策を個別計画期間内で計画どおり実施しない場合は、対策時期を令和 8 年度（2026 年度）以降にスライドして更新費用を計上します。

(9) インフラ系公共施設の整備状況と更新費用の試算

① 道路

道路の更新費用の試算

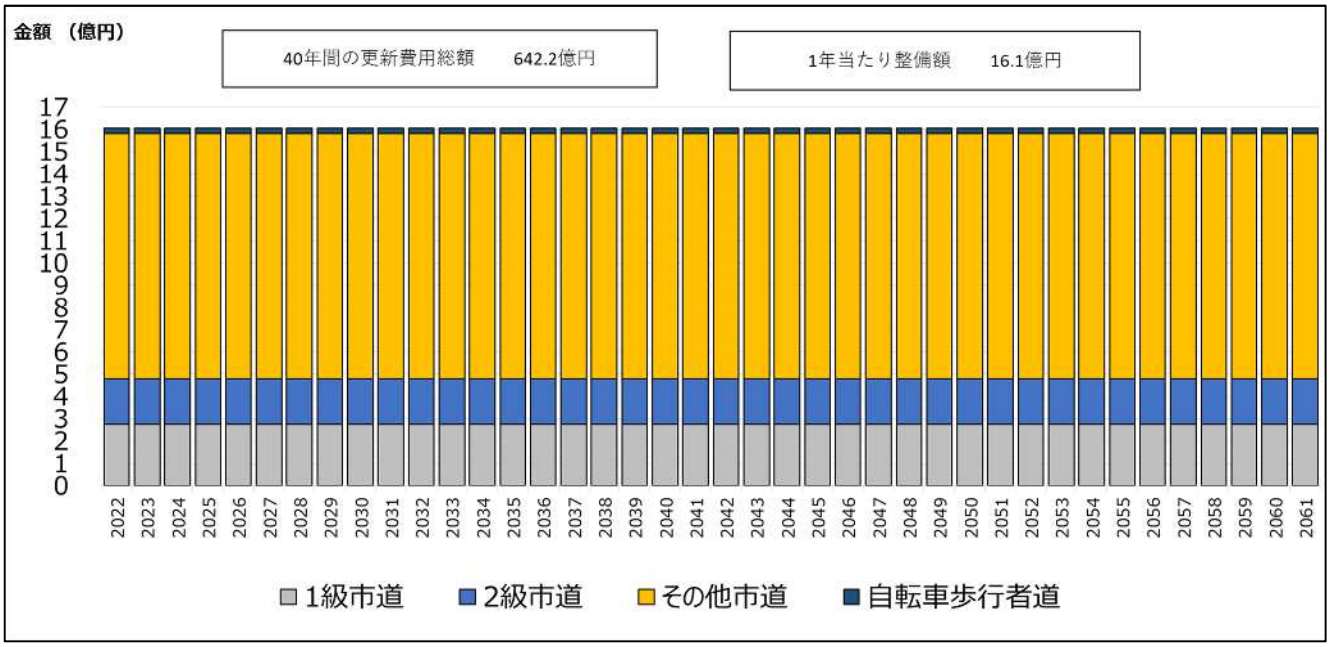

三豊市が所有する道路は、令和２年度（2020年度）末時点で、道路部面積の合計が約500ha、自転車歩行者道の面積合計が約 14 ha となっており、現状規模のまま更新すると仮定して、更新費用を試算しました。

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、更新費用を年度別に把握することは困難であるため、現在の道路の総面積における更新費用を耐用年数で割ったものを、1 年間の更新費用とします。

今後 40 年間で 642.2 億円の更新費用が必要となり、年平均では、16.1 億円が必要になる推計結果となりました。

② 橋りょう（市道）

橋りょうについては、令和元年度（2019 年度）に「三豊市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。計画によると、三豊市が管理する道路橋梁は現在 666 橋あり、このうち建設後 50 年を経過する橋梁は 48 橋で、全橋梁の約 7.2%を占めています。20 年後にはこの割合が 88.8%を占め、急速に高齢橋梁が増大し、更新が一時期に集中するとともに、維持管理費用が膨大化することが予想されます。

橋梁長寿命化修繕計画では、上記の課題を踏まえて、最も経済的な維持管理ができるように、予防保全的な対応を行った場合、今後 50 年間で 70.6 億円の更新費用が必要となり、年平均では、1.4 億円が必要になる推計結果となりました。事後対応により更新する場合は、今後 50 年間で 186 億円の更新費用がかかる見込みであるため、長期的に見れば、約 115 億円のコスト縮減が見込まれることが分かっています。

橋りょう（市道）の更新費用の試算

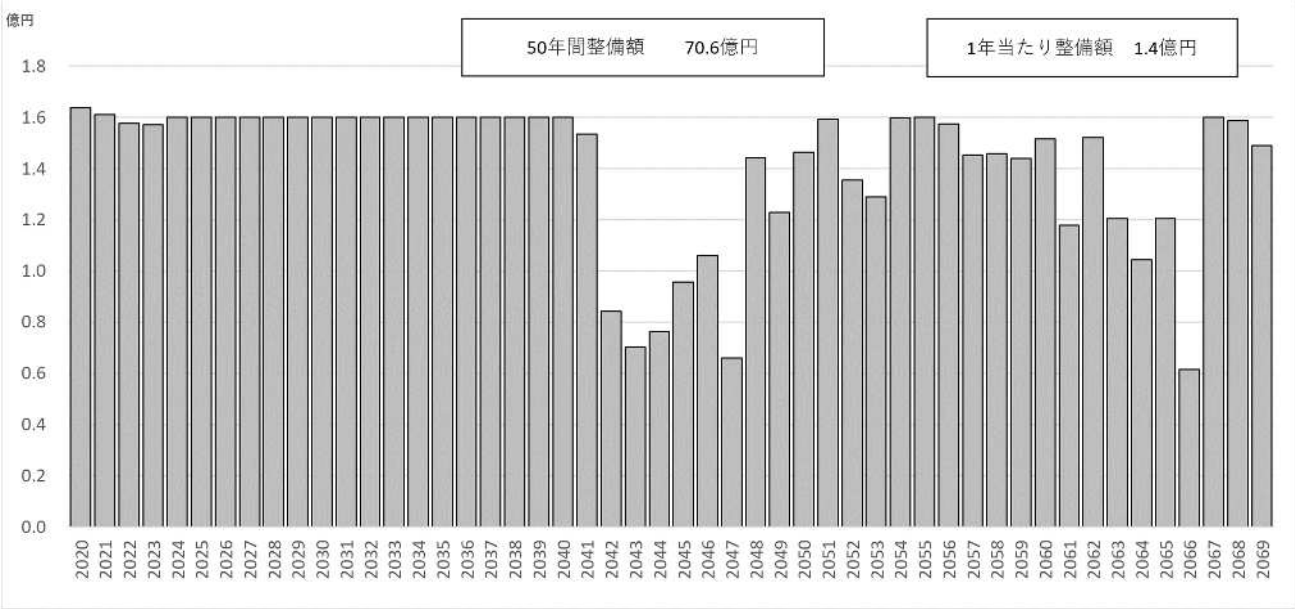

③ 橋りょう（林道）

橋りょうのうち、林道に架設されているものについては、「三豊市林道橋個別施設計画」で現況の把握と更新費用の見込みを算出しています。計画では、6 年間で 1,050 万円の更新費用が必要となり、年平均では、175 万円が必要になる推計結果となりました。

④　港湾施設・港湾海岸

港湾については、長寿命化計画を策定し、更新費用の見込みを算出しています。計画では、50 年間で 14.5 億円の更新費用が必要となり、年平均では、0.3 億円が必要になる推計結果となりました。

港湾施設・港湾海岸の更新費用の試算

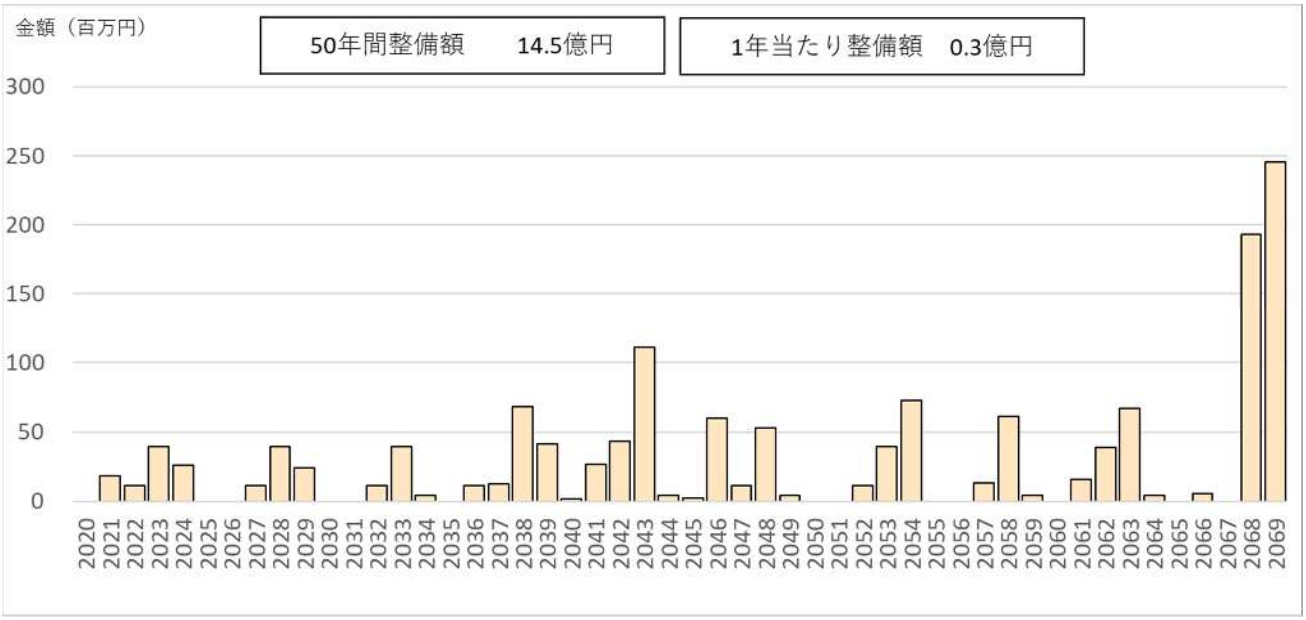

⑤　漁港海岸

漁港については、長寿命化計画を策定し、更新費用の見込みを算出しています。計画では、50 年間で 14.1 億円の更新費用が必要となり、年平均では、0.3 億円が必要になる推計結果となりました。

漁港海岸の更新費用の試算

⑥　公園

公園については、「三豊市公園施設長寿命化計画」を策定し、更新費用の見込みを算出しています。計画では、10 年間で 7,100 万円の更新費用が必要となり、年平均では、710 万円が必要になる推計結果となりました。

公園施設の更新費用の試算

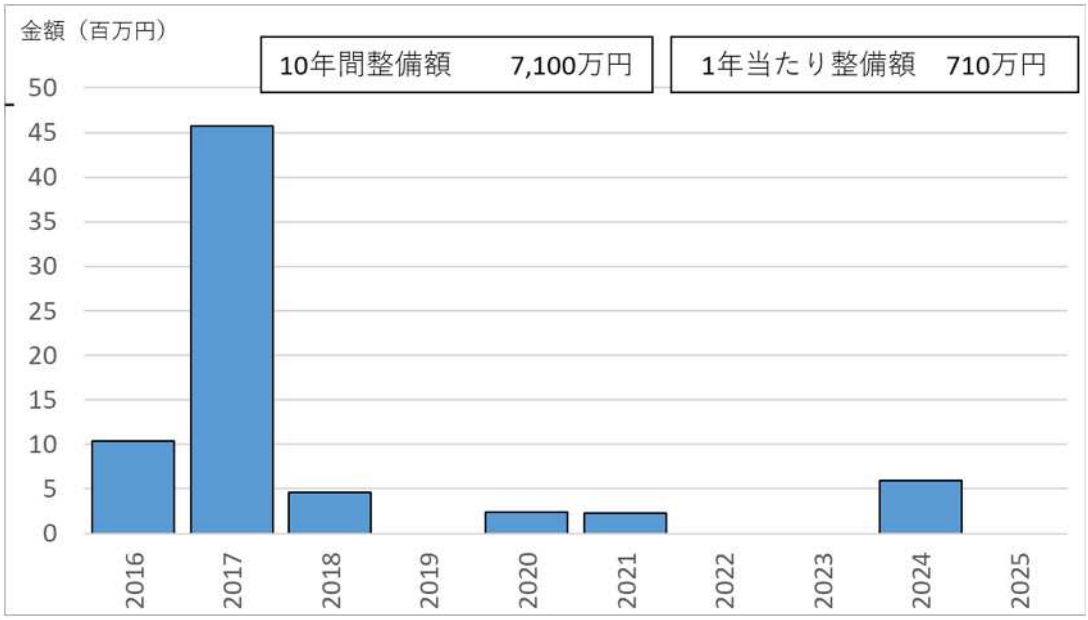

⑦　下水道

下水道については、平成 28 年度（2016 年度）に「三豊市生活排水処理事業経営戦略」を策定しており、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業（市設置浄化槽）についての更新費用の見込みを算出しています。計画では、10 年間で 2.6 億円の更新費用が必要となり、年平均では、0.3 億円が必要になる推計結果となりました。

農業・漁業集落排水事業、特定地域生活排水事業（市設置浄化槽）の更新費用の試算

（10）全ての公共施設の更新費用の試算

種　　別	計画期間中の更新費用	計画（推計）期間	1か年当たり更新費用	算定根拠
建物系公共施設（改修費用+建替費用）	1171.1億円	40年間	29.3億円	公共施設等総合管理計画（長寿命化型推計）
道路	642.2億円	40年間	16.1億円	更新費用推計
橋りょう（市道）	70.6億円	50年間	1.4億円	橋梁長寿命化修繕計画
橋りょう（林道）	1,050万円	6年間	175万円	林道橋個別施設計画
港湾施設・港湾海岸	14.5億円	50年間	0.3億円	長寿命化計画
漁港海岸	14.1億円	50年間	0.3億円	長寿命化計画
公園	7,100万円	10年間	710万円	公園施設長寿命化計画
下水道	2.6億円	10年間	0.3億円	生活排水処理事業経営戦略
	1年当たり更新費用の合計		**47.8億円**	

建物系公共施設とインフラ系公共施設（道路、橋りょう（市道・林道）、港湾施設・港湾海岸、漁港海岸、公園、下水道）を合わせた全ての公共施設についての更新費用を推計しました。その結果、各種別ごとに計画期間中の更新費用を計画（推計）期間で割り込んだ 1 年当たり更新費用の合計は、47.8 億円という結果となりました。

平成 28 年度の本計画策定時の試算結果では、1 か年当たり更新費用が 73.7 億円であったため、更新費用見込み額は大幅に減少しています。

これは、建物系公共施設の個別施設計画やインフラ系公共施設長寿命化計画等において、施設の長寿命化や予算の平準化を考慮した実施計画を策定し、更新費用見込み額が精査ができたことや、上水道事業が県に移管されたことによる影響によるものと考えられます。

第 4 章　公共施設再配置にあたって考慮すべき課題

(1) 充当可能な財源(財政収支計画より)

三豊市の財政状況は、財政健全化判断比率などの財政指標において健全性を保っています。しかしながら、成長戦略の結果、いくらかの経済の好循環が生まれはじめているとはいえ、いまだ厳しい国の財政状況の影響で、依存財源(地方自治体への地方交付税や補助金など)は削減される傾向にあります。また、現下の経済情勢を鑑みるに、市民所得が大きく伸びることは考えにくく、市税を中心とする自主財源の伸びも期待できません。

加えて、地方交付税の一本算定などにより、三豊市の歳入見通しは楽観できるものではありません。

一方、歳出面では、義務的経費である扶助費などは、少子化・高齢化の影響で増加傾向を示しています。

また、子育て支援施策や高齢者福祉施策だけではなく、交流人口・居住人口増加政策、商工業・農林水産業の活性化政策など、三豊市が今後取り組まなければならない課題は依然として多く、公共施設の老朽化対策、再配置に用いることができる財源にも限りがあります。

しかしながら「第 3 章(5)全ての公共施設の更新費用」の試算でみたように、建物系公共施設とインフラ系公共施設を合わせた全ての公共施設の更新費用(推計値)は、今後 40 年間で 1,912 億円、毎年平均 47 億 8 千万円です。

財政収支計画では、合併特例債の活用期限が終了する令和 8 年（2026 年）以降の普通建設事業費を年平均 36.8 億円と見積もっており、全ての公共施設を更新しようとすると、毎年 11 億円(≒47.8 億円－36.8 億円)の事業費不足となります。

したがって、三豊市は、全ての公共施設を更新することは諦めた上で、優先順位を付けて、公共施設の再配置を積極的に進めなければなりません。

財政収支計画（令和 4 年度～令和 12 年度）

（単位：百万円）

		令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 8 年 (2026 年)
歳入合計（A）		35,717	34,654	38,015	37,630	34,013
歳入	市税	7,624	7,644	7,576	7,585	7,606
	地方譲与税・交付金	1,989	1,989	1,992	1,992	1,992
	地方交付税	11,347	11,218	10,980	11,172	11,293
	負担金・使用料・手数料	567	635	635	635	645
	国県支出金	5,954	5,493	6,681	6,938	5,302
	繰入金	2,179	1,494	1,691	1,521	1,482
	繰越金	600	600	600	600	600
	市債	3,805	3,878	6,107	5,383	3,300
	その他歳入	1,652	1,703	1,753	1,804	1,793
歳出合計（B）		35,717	34,654	38,015	37,630	34,013
歳出	人件費	7,290	7,348	7,321	7,361	7,356
	扶助費	3,915	3,994	4,073	4,155	4,155
	公債費	4,029	3,822	3,528	3,733	3,866
	物件費	5,657	5,657	5,657	5,657	5,657
	維持補修費	174	174	174	174	174
	補助費等	4,559	4,574	4,589	4,557	4,547
	積立金	300	300	300	300	300
	投資・出資・貸付金・繰出金	4,229	3,904	4,116	4,104	3,909
	予備費	50	50	50	50	50
	普通建設事業費	5,514	4,832	8,207	7,539	4,000
差引額（A-B）		0	0	0	0	0

基金残高見込	12,957	11,763	10,372	9,151	7,969

財政収支計画（令和 4 年度～令和 12 年度）※続き

（単位：百万円）

		令和 9 年 (2026 年)	令和 10 年 (2027 年)	令和 11 年 (2028 年)	令和 12 年 (2029 年)
歳入合計（A）		33,999	33,957	33,984	33,824
歳入	市税	7,540	7,546	7,568	7,502
	地方譲与税・交付金	1,992	1,992	1,992	1,992
	地方交付税	11,381	11,643	11,771	11,767
	負担金・使用料・手数料	635	635	635	635
	国県支出金	5,302	5,302	5,302	5,302
	繰入金	1,645	1,535	1,513	1,422
	繰越金	600	600	600	600
	市債	3,100	2,900	2,800	2,800
	その他歳入	1,804	1,804	1,803	1,804
歳出合計（B）		33,999	33,957	33,984	33,824
歳出	人件費	7,354	7,260	7,229	7,208
	扶助費	4,155	4,155	4,155	4,155
	公債費	3,999	4,262	4,420	4,281
	物件費	5,657	5,657	5,657	5,657
	維持補修費	174	174	174	174
	補助費等	4,601	4,590	4,590	4,590
	積立金	300	300	300	300
	投資・出資・貸付金・繰出金	3,909	3,909	3,909	3,909
	予備費	50	50	50	50
	普通建設事業費	3,800	3,600	3,500	3,500
差引額（A-B）		0	0	0	0

基金残高見込	6,624	5,389	4,176	3,054

(2) 三豊市における公共施設の適切な保有量

東洋大学 PPP 研究センターは、社会資本の老朽化に伴う更新投資の目安として、全国自治体の公共施設延床面積を調査し、数値を公表しています。

すべての自治体ホームページを閲覧して該当数値を探し出し、47 都道府県と、相対的に規模の大きい 981 市区町村(総市町村数の 56%、総人口の 88%に相当する)から数値を導き出しています。

この調査の結果、次のことが示されています。

a. 市区町村の人口一人当たり延床面積の平均値は 3.42 ㎡であり、今後更新投資が財政上の大きな問題になることが予想されること。
b. 同程度の人口規模の自治体同士でも、人口一人当たり延床面積には数倍の開きがあること。
c. 人口規模に関係なく、平成の大合併を経た自治体のほうが、人口一人当たり延床面積が大きいこと。

一方、三豊市の人口一人当たり延床面積は 5.29 ㎡(=371,874 ㎡÷70,297 人)であり、全国の類似団体の平均値は 4.90 ㎡、類似団体うち非合併団体のみの平均値は 4.12 ㎡です。また、香川県内の市(善通寺市を除く)の平均値は 3.92 ㎡で、三豊市の 5.29 ㎡が最も大きく、著しく多くの公共施設を保有していることが分かります。

そこで、三豊市における公共施設の適切な保有量を、東洋大学 PPP 研究センターの数値を参考に、試算してみました。結果は、次のとおりです。

(ⅰ)仮に全国調査の人口一人当たり延床面積の平均値 3.42 ㎡を基準値とすると、平成 27 年(2015 年)の国勢調査人口 65,524 人×3.42 ㎡/人=224,092 ㎡となり、現行比 60.3%(▲39.7%)が三豊市における公共施設の適切な保有量ということになります。
(ⅱ)しかし、総人口も減少傾向にあるため、仮に 20 年後の令和 17 年(2035 年)推計人口を用いると、51,653 人×3.42 ㎡/人=176,653 ㎡となり、現行比 47.5%(▲52.5%)が 20 年後の三豊市における公共施設の適切な保有量ということになります。

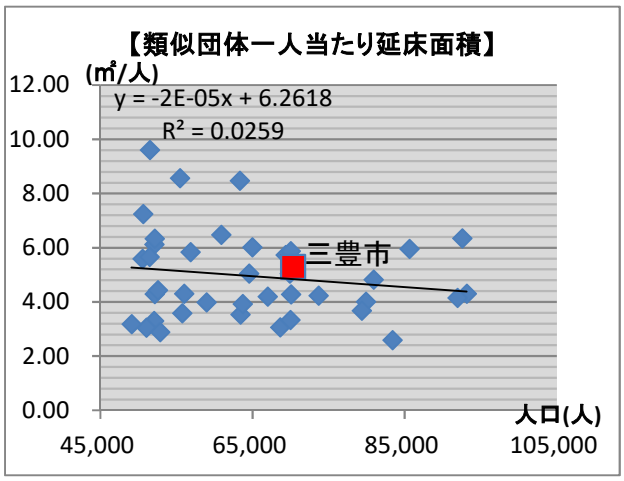

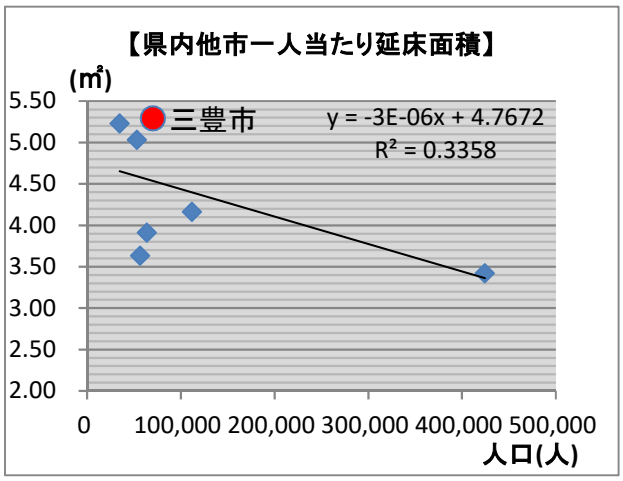

(3) 分類(用途)別の考慮すべき課題

公共施設再配置にあたって考慮すべき課題を、分類(用途)別にまとめました。

① 学校教育系施設

a. 三豊市の年少人口は減少傾向にあり、25 年後には現在比 57%まで減ると予想されています。平成 23 年(2011 年)5 月に策定した三豊市立学校再編整備基本方針では、旧町ごとに 1 小学校、1 中学校を基本として再編整備を進めていくと示しています。

b. 学校教育系施設は全市の公共施設の約 4 割を占めており、敷地内には体育館や特別教室も備えていることから、学校教育に支障のない範囲で地域に開かれた公共施設として学校開放事業を検討しなければなりません。また、統合新設される学校の校舎は、将来的な用途変更等も視野に入れた建築方式を検討しなければなりません。

c. 学校教育系施設は、築 30 年以上の建物が 54%に上っており、数年後にはその割合が 70%を超えます。今後は、非構造部材の調査を行い、三豊市立学校再編整備基本方針と整合性をとりながら、優先順位を決めた改修(長寿命化)が求められています。

d. 放課後児童クラブは、全小学校区域で行われていますが、学校を利用して実施しているのは 20 校中 5 校に留まっています。今後は、児童が移動することによる危険を回避するため、空き教室の利用など各小学校で実施できるかどうか、市全体で検討しなければなりません。

e. 学校を災害時の避難所として指定していますが、非常用電源などの設備は保有していないため、大規模な災害時の対応が今後の検討課題です。

f. 中学校の生徒数は、平成 25 年度(2013 年度)の 1,903 人を頂点として 10 年後には 1,440 人にまで減少する見込みです。多様なクラブ活動に必要となる 3 学年 9 学級以上を満たしている学校は 4 校であり、今後、校舎の更新時期や生徒数の推移を注視しなくてはなりません。

g. 学校給食施設は、建物・設備の老朽化や少子化による食数の減少により、食数当たりの管理運営費の増加が見込まれており、学校給食衛生管理基準に照らすと設備が十分でない建物もあります。また、正規職員の調理員等を退職者不補充としていることから、運営面や管理面で早急に統廃合を検討しなければなりません。

② 子育て支援施設

a. 公立幼稚園は 20 園あり、定員に対する入園率は全体で 46%です。また、河内、神田、大浜、曽保幼稚園の入園率は 25%以下です。ほとんどの幼稚園が小学校と併設されているため、小学校と一体的に再編整備を検討しなければなりません。また、全ての幼稚園で預かり保育を実施しています。

b. 公立保育所は 10 所あり、定員に対する入所率は全体で 132%です。少子化により乳幼児の総数は減ってきていますが、保育ニーズは高まってきています。

c. 園児一人当たりの経費は幼稚園が 62 万円、保育所は 105 万円です。いずれも事業運営費が 9 割以上を占めており、その殆どは人件費です。子育て支援施設は、他の公共施設に比べ運営方法の見直しなどによる改善効果の高い公共施設です。また、全ての幼稚園を比較すると、利用者一人当たりの経費に 15 倍もの開きがあります。

d. 就学前児童に対する公共サービスは、幼稚園・保育所の一体化も視野に入れて検討しなければなりません。また、保育所が複数配置されている地区では、利用者からの多様な要望に対応するため、民営化も含めた検討が求められています。

③ 行政系施設

a. 支所庁舎は、組織改革や職員配置数の減少により、事務所、会議室、議場などが空いており、遊休空間の有効活用が課題です。また築後 40 年以上経過し新耐震基準を満たさない建物も 2 棟(詫間支所・三野支所)あり、災害時や緊急時における行政窓口や防災拠点としては不適格と言わざるを得ません。

b. 市民活動の窓口を広げ、地域コミュニティの核となる「小さな拠点」として、行政窓口や公民館、まちづくり推進隊、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどを一箇所にまとめた「市民センターの設置」が求められています。

c. 行政窓口サービスの費用対効果を高めるため、サービス提供場所や業務内容の集約、取扱時間の見直し、証明書自動交付機の導入などによる運営経費の削減が求められています。

d. 消防屯所は、建物の規模や配置にばらつきがあり、今後の再編成が大きな課題です。築後 30 年以上経過した建物が約 5 割あるため、建物の更新だけでなく車両等の装備も含め、計画的な更新が求められています。

e. その他行政系施設は、農村環境改善センターを除き規模も小さく利用者数も多くありません。指定管理者制度など建物の規模やニーズにあった管理運営を検討しなければなりません。

④　市民文化系施設

a.　社会教育法で規定される公民館として旧町ごとに地区公民館を、概ね旧村ごとに公民館分館を設置しています。地区公民館は、高齢者大学や定期的な講座を開催しており、利用者数も多いです。公民館分館は、旧町ごとの配置にばらつきがある上に、利用者も地域住民に限られています。公共施設再配置計画を策定する際に実施したアンケートの結果では、限られた利用者がサークル活動などで公民館分館を利用する事例が多いようです。また、当初整備した目的から転用して公民館分館として利用している建物も多くあり、使用料も含めた管理運営方法の見直しも検討しなければなりません。加えて、築後 30 年以上の建物が 45%あるため、老朽化による修繕など維持管理費の増加が懸念されます。

b.　その他の集会施設は、詫間地区において小学校区単位に〇〇センターとして整備されたものと、自治会単位に集会所として整備されたものがあります。利用者は地域住民に限られている上に、配置方法に旧町ごとのばらつきがあります。公民館分館と同様に、管理運営方法や配置の見直しを検討しなければなりません。

c.　文化施設は、三豊市文化会館(マリンウエーブ)のみ大規模多機能で、ホール機能と会議室や研修室などの貸館機能を備えています。利用者数は年間 9 万 2 千人であり、文化施設全体の 7 割を占めています。また、仁尾町文化会館、三野町文化センター、山本町生涯学習センター、豊中町芙蓉文化の里館は、すべて図書館と複合化された建物であり、三野町文化センターを除き比較的新しい建物ばかりです。それぞれの建物は各種団体の活動拠点として、会議室や研修室などの貸出を行っていますが、公民館と同様に利用率の低い会議室もある上に、一部の限られた団体のみが利用している場合も見受けられるため、利用の公平性を確保するとともに利用率の向上が課題です。

⑤　社会教育系施設

a.　図書館は旧町単位に 7 館(6 館+1 室)配置されており、単独施設(高瀬・詫間)が 2 館、文化系施設との複合施設(山本・三野・豊中・仁尾・財田)が 5 館です。1 館 1 日当たり 25 人から 230 人が利用しており、限られた図書購入費を 7 館に分散して支出するのか、建物や設備の統合等により集中的に支出するのか検討しなければなりません。また、築後 30 年以上の図書館が 3 施設(高瀬・三野・財田)あるため、「三豊市図書館再編基本構想」の策定を通じて、適切な配置を検討しなければなりません。

b.　資料館等は、文化財の展示や収蔵を主に行っていますが、6 施設中 4 施設で、1 日当たりの利用人数が 10 人を下回っています。築後 30 年以上経過した建物はありませんが、今後は収蔵品の整理、機能の複合化を行い、利用率の向上を検討しなければなりません。

⑥　スポーツ、レクレーション系施設

a.　スポーツ施設として、建物を持つ体育館等が 16 施設、建物を持たないグラウンド等が 8 施設あり、旧町ごとに類似のスポーツ施設を多数設置しています。また、体育館は、学校開放の一環として学校の体育館も利用されています。指定管理者制度を用いるシーマックス(会員制)は年間 24 万人が利用するなど、三豊市全体で年間 65 万人がスポーツ施設を利用していますが、規模の大きいものや複数用途のスポーツ施設のほうが高い利用率を示しています。三豊市総合体育館と緑ヶ丘総合運動公園は指定管理者が運営しており、運営改善による今後の利用率向上が大きな課題です。

b.　保養施設として、温泉施設を 3 施設と宿泊施設を 4 施設設置しています。このうち、ふれあいパークみのは、両方の機能を備え約 6 千㎡の延床面積を有し、三豊市の公共施設としては大規模なものです。保養施設全体で年間 48 万 5 千人の利用がありますが、温泉施設がその 96%を占めています。全ての保養施設で指定管理者制度を利用しています。保養施設に対しては原則として一般財源負担をしないこととしていますが、粟島にある 3 施設は冬季の利用率向上が困難なことから指定管理料として一般財源負担をしています。築後 30 年以上経過した建物はなく比較的新しい建物が多いですが、修繕費用のうち一定額を超えた部分については三豊市が負担することとしているため、今後、建物の老朽化による一般財源負担の発生が懸念されます。保養施設の運営は法定業務ではないため、民営化や民間譲渡することも検討しなければなりません。

⑦　保健・福祉施設

a.　高齢者福祉施設は、高齢者の健康増進や地域住民の介護予防のために設置していますが、配置にばらつきがある上に、14 施設中 10 施設で 1 日当たりの利用人数が 10 人を下回っています。また、公民館と同様に集会室や会議室などを持っており、福祉目的ではない利用に偏っている福祉施設も見受けられます。

b.　保健センターでは、特定検診、がん検診等の集団検診、母子保健、健康づくり事業などが行われております。山本町保健センター・三野保健センターは、三豊市主催事業が中心で、年間の利用状況は、利用可能日数の 50%以下です。豊中町保健センターは豊中支所との複合施設であるため、他の保健センターより利用者数は若干多めです。保健センターは、他の公共施設と比べて新しい建物が多いため、有効活用が課題です。

⑧　公営住宅

公営住宅は、約半数の住宅団地が 10 戸未満で構成され、木造平屋住宅で耐用年数を超えたものも多くあります。また、新耐震基準を満たしていないことから入居者を募集していない住宅団地もあります。老朽化した木造住宅は、地域需要をみながら、近隣団地に集約していくことを検討しなければなりません。一方、比較的新しい鉄筋コンクリート造の集合住宅は、計画的に改修を行いながら、長寿命化することを検討しなければなりません。

⑨　公園

a.　公園には、都市公園、都市計画公園、農村公園など設置目的の違う様々な種類があります。そして、市有地だけでなく国有地、県有地、道路用地、河川用地、農道用地など、用地種別も様々です。また、1 万㎡超で遊具やスポーツ施設などを備えた大規模な公園から、地域の広場として利用されている小規模な公園まで用途も多岐に渡ります。したがって、用途や規模に応じて適切に維持管理することが、今後の大きな課題です。

b.　海水浴場は、全て指定管理者制度を利用していますが、「夏季のみの使用であること」「海水浴客が減少傾向にあること」を考慮すると、海水浴場自体の必要性を検討しなければなりません。

⑩　その他の行政施設

a.　指定管理者制度を利用している物産館などの物販施設が 3 施設あり、これらの内「たからだの里物産館」は年間 31 万人、「みの物産館」は年間 12 万人が利用しています。いずれの施設も温泉施設と併設されている上に、物販施設の運営は法定業務ではないため、温泉施設と合わせて民営化や民間譲渡することも検討しなければなりません。

b.　テレワークセンターは、築後 15 年の新しい建物ですが、現在は供用していません。事務所部分もあることから、民間貸付も検討しなければなりません。

⑪　上水道施設

水道事業は、香川県広域水道事業体設立準備協議会が設立され、香川県と 8 市 8 町による水道広域化に向けて準備が進められています。

三豊市内には上水道施設として老朽化した水道局舎や浄水場が多くありますが、事業開始時に香川県広域水道事業体へ全て移管されることになります。

水道広域化は、平成 30 年 4 月から開始される予定です。

⑫　下水道施設

下水道施設は、地域集落排水事業により整備されました。地域集落排水事業は、加入世帯数が減少傾向にある上に、使用料の統一もできていません。下水道施設には築後 20 年以上経過した建物はなく比較的新しい施設が多いですが、将来を見据え施設・設備の改修に対する受益者負担金の上乗せを検討しなければなりません。

⑬　医療施設

永康病院は、地域の基幹病院であり、耐震化対策が課題です。ただし、公立医療機関では医師や看護師が慢性的に不足しており、三豊総合病院や国立善通寺病院などとの医療ネットワークを広域的に検討した上で、耐震化対策を判断しなければなりません。

西香川病院は、三豊・観音寺市医師会を指定管理者として管理運営を行っており、永康病院と合わせて地域医療のあり方を考えなければなりません。

第 5 章　公共施設再配置の全体目標、基本方針など

(1) 公共施設再配置における 40 年後までの全体目標

財政状況や人口推計を基に、公共施設再配置における 40 年後までの全体目標を次のとおりとします。

必要な機能はできるだけ維持しながらも公共施設の総量を減らし持続可能な行政サービスを実現する。

公共施設再配置を進めていく上で最も重要なことは「再配置を実行・実践」することです。平成 20 年(2008 年)12 月策定された、三豊市の最上位計画である「三豊市新総合計画」や平成 19 年(2007 年)3 月に策定された「三豊市行政財政改革大綱」、平成 28 年(2016 年)4 月に策定された「第 2 次行政改革大綱」の中でも、本計画に関することは重要な政策課題と位置づけています。

これらに加えて、公共施設所管部署が定める各種整備計画や運営に関する計画等との整合性を図りつつも、その上位計画として本計画を位置づけ、実効性を確保するものとします。

また、計画の途中であっても、公共施設の再配置に有効となる新たな施策や技術的な進歩がある場合は、随時、本計画に組み込むこととします。

【新総合計画基本計画第 6 章第 5(抜粋)】

(4)公共施設等の適正配置・有効活用

市が保有する既存施設について、その設置目的、類似施設の整備状況、利用状況、運営コスト等を検証し、適正配置を検討するとともに、その有効活用に積極的に取り組みます。

【行政改革大綱第 2(3)(抜粋)】

ア．適正配置(統廃合)

市が保有する既存施設を、今後いかに有効活用するかは、行政改革において欠かすことのできない課題であり、早急な見直しが求められています。設置目的、類似施設の整備状況、利用状況、運営コスト等を検証し、適正配置に取り組む中で、公共施設としての意義や目的が薄れ、本来の役割を達成できていない公共施設は、統廃合を計画的に進めます。

(2) 公共施設再配置の基本方針

三豊市を取り巻く社会経済状況並びに公共施設の現況及び課題を踏まえ、次に掲げるものを公共施設の再配置の基本方針とします。

① 公共施設の総量又は総床面積の縮減を図るため、原則として、建替施設を除き、新規の建物は建設しないこと。

② 建替施設を建設する場合でも、できる限り機能を維持する方策を講じた上で、優先順位を付けて一般財源の負担を大幅に圧縮すること。

③ 管理課が異なる場合でも、同様の用途である公共施設は、いずれかの公共施設に複数の機能を統合するよう努めること。

④ 現在の維持管理経費等を理解し、ライフサイクルコスト(※)を小さくするように努めること。

⑤ 建替施設を建設する場合においては、積極的に官民連携手法を採用すること。

⑥ 再配置決定施設については、民間事業者等への貸与又は売却を検討すること。

⑦ 公共施設の管理運営に地域コミュニティの活力を導入し、地域住民の連帯感を醸成すること。

(※)「ライフサイクルコスト(LCC)」とは、公共施設等の経費を考える際、建設時の経費だけでなく、維持・運営及び改修に必要な経費もすべて含めた財政負担を考えるということです。

ライフサイクルコストの観点では、建物を建設してから解体するまでを 60 年と仮定すると、建設時の経費の割合は約 23%、修繕費が約 10%、改修費が約 14%、維持管理費が残りの約 53%を占めます。

建築物の解体までの年数や用途などにより割合は変化しますが、60 年で解体する場合、建設費を省いた維持更新費は建設費の約 3.4 倍となります。

限られた財源を有効活用するためには、ライフサイクルコストの観点から公共施設のあり方を検討しなければなりません。

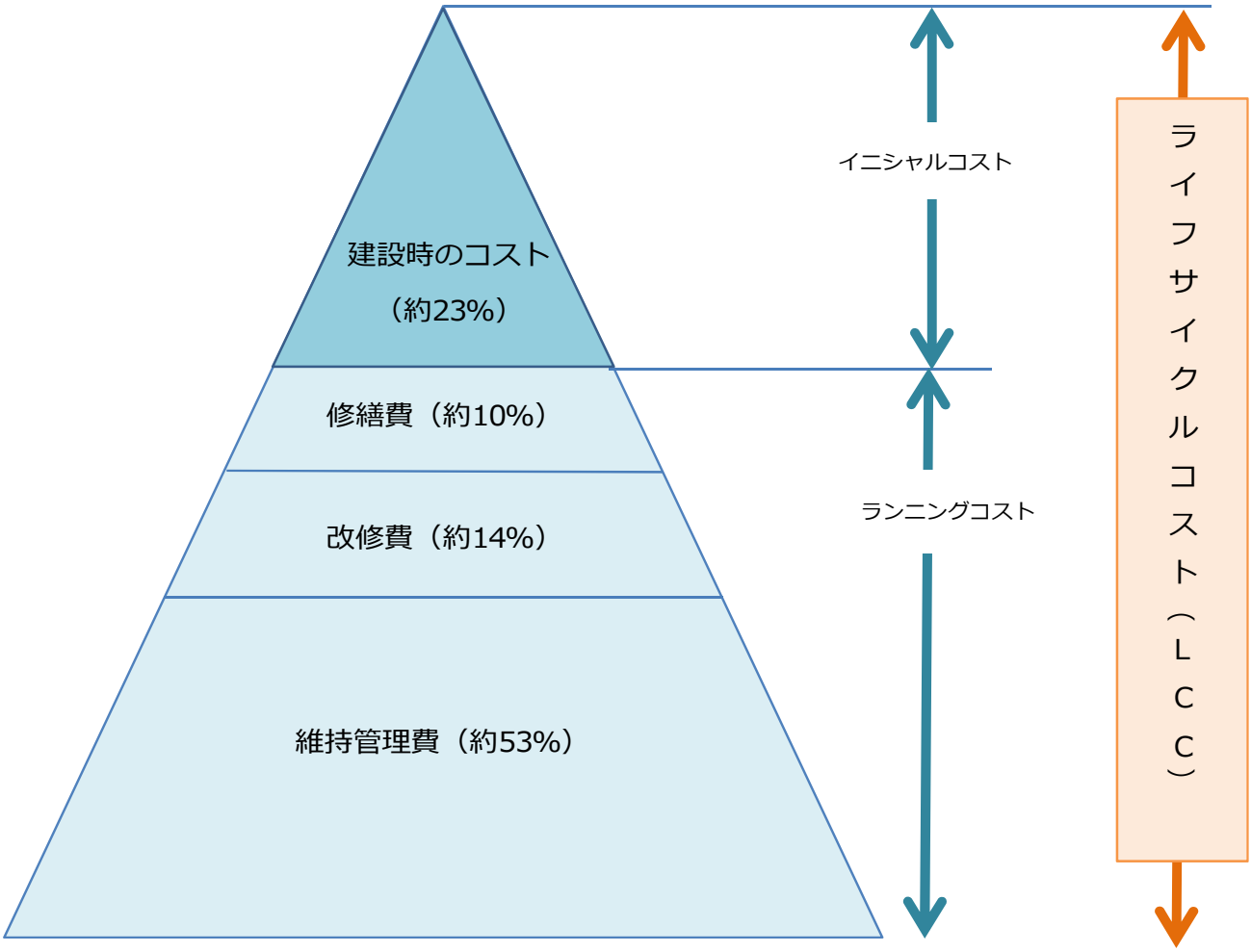

(3) 点検・診断等の実施方針

公共施設の点検・診断等を行うときは、少なくとも耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断などを行い、施設の安全性や耐久性、経年劣化状況、性能低下状況、適法性などを把握します。点検・診断等の結果、修繕等の必要があるときは、年度途中であっても修繕予算を要求するなど安全性確保に努めます。

(4) 安全確保の実施方針

公共施設における利用者の安全性を確保するため、点検・診断等により危険性が認められた公共施設や、老朽化等により供用廃止した公共施設は、適切な安全対策や除却を行います。

特に廃校における未利用の校舎や遊具、プール、または公園の老朽化した遊具、並びに機能複合化により遊休化・閉鎖した公共施設などは、安全性を確保するため除却します。

なお、除却に際しては、地方債の特例措置をはじめとする国の地方財政措置を積極的に活用します。

(5) 耐震化の実施方針

計画的に進めてきた学校教育施設の耐震化は完了しましたので、災害時に防災拠点や避難所として利用する公共施設を優先的に耐震化します。また、防災拠点等でない公共施設も、引き続き供用するものは、耐震化を進めます。

(6) 長寿命化の実施方針

長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施に当たっては、従来の平均的な更新時期に建替える場合と比べて、ＬＣＣ（ライフサイクルコスト）の削減を図ることとします。なお、各施設の長寿命化の具体的な方針は、個別の実施計画等において定めます。

(7) 官民連携手法の積極的な採用

市民にできることは市民が、民間企業にできることは民間企業が行うという「自主・自立」の基本理念に基づき、指定管理者制度や管理運営委託に留まらず、以下に示すような様々な官民連携手法を検討します。

その際には、官民いずれもが適切にリスクを分担し、単独事業としての効果のみならず地域経済への波及効果も最大化できるよう配慮します。

<table>
<tr><th colspan="4"></th><th>根拠法令</th><th>自治体と事業者の関係</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">公設公営</td><td colspan="2">(1) 直接管理</td><td>地方自治法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 業務委託</td><td>地自法，民法</td><td>契約(請負)</td></tr>
<tr><td rowspan="9">官民連携</td><td rowspan="2">民設公営</td><td colspan="2">(3) リース方式</td><td>地自法，民法</td><td>契約(賃貸借)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">公設民営</td><td colspan="2">(4) 管理運営委託</td><td>地自法，民法</td><td>契約(請負)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5) 指定管理者制度</td><td>地方自治法</td><td>行政処分および協定</td></tr>
<tr><td colspan="2">(6) 施設貸与</td><td>地自法，民法</td><td>契約(賃貸借)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">(7) (8)
PFI</td><td>(7)コンセッション</td><td rowspan="5">PFI 法
民法
地方自治法</td><td>行政処分および契約
(公共施設等運営権)</td></tr>
<tr><td>(8-1) RO</td><td rowspan="4">契約</td></tr>
<tr><td>(8-2) BTO</td></tr>
<tr><td>(8-3) BOT</td></tr>
<tr><td>(8-4) BOO</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">民設民営</td><td colspan="2">(9) 第 3 セクター</td><td>地自法，会社法</td><td>契約(出資)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(10) (定期)借地、建物賃貸借</td><td>借地借家法</td><td>契約(定期借地など)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(11) 民間移譲／払下げ</td><td>地方自治法</td><td>契約(贈与または売買)</td></tr>
</table>

(8) 広域連携の推進

市民に必要とされる行政サービスや機能で、広域連携することによって良い効果が見込めるものは、市域を超え、周辺の自治体等との広域連携を図ります。

すでに、し尿処理施設は中讃広域組合と共同利用していますし、上水道施設は将来に渡って安全な水道水を安定的に供給するため、平成 30 年度(2018 年度)に香川県内の水道事業及び水道用水供給事業を経営統合する方向で、香川県広域水道事業体設立準備協議会にて協議を重ねております。

今後は、国・県・近隣市町と連携を一層深め、公共施設の相互利用や共同設置なども検討します。

(9) 公共施設更新の優先度

① 更新の優先度を設定するための視点

公共施設の再配置を考えるうえで、最も重視しなければならないことは、公共施設は単に市民に対して行政サービスを提供する場所ということではなく、市民の「生命」と「生活」を護る場所であるという視点です。

少子化・高齢化が進行していく中で、将来に渡って現状の公共施設を“維持していく”ことは財政状況だけでなく、機能面においても意味のないことであることは言うまでもありませんが、効率面だけを重視するのも良くありません。

三豊市の現状を考えると、地域住民と子ども達が世代を超えて共生できる環境を整備することが、最優先課題だと考えます。つまり、安全かつ安心できる環境で子育てできるようにすることが、同時に、高齢者にとっても安全かつ安心な生活環境になるはずです。多世代が日常的に地域の中で交流できる「場」を創っていくことを目指して、公共施設の再配置を進めることが大切です。

② 公共施設更新の優先度

前述の「優先度を設定するための視点」を踏まえ、公共施設更新の優先度を次表のとおりとします。ただし、この優先度は、公共施設として維持し続けるという意味ではなく、学校や市民センターを地域コミュニティの中心として捉えることで(小さな拠点)、その機能を存続させることを優先的に検討するという意味です。

なお、近年に整備した、高瀬中学校、下高瀬小学校など、令和 34(2052)年以降に更新時期を迎える建物は、優先度を定めません。今後の公共施設再配置の進捗や社会経済情勢の変化を踏まえ、改めて試算等を行った上で優先度を定めます。

【公共施設更新の優先度】

区分	公共施設の機能	更新の考え方(方向性)
最優先 機能維持を最優先するもの(ただし、公設公営による維持管理を意味するものではない。以下同じ。)	義務教育	①「三豊市立学校再編整備基本方針」に沿って、統廃合を進めます。 ②建物の更新にあたっては、学校開放を基本とし、生涯学習機能も含む機能複合化を進めます。 ③地球温暖化防止や学校開放による地域住民の利用に配慮した仕様とします。
	子育て支援	少子化による幼稚園、保育所等の機能の統合を検討した上で、建物の更新を行います。
	行政事務スペース	①支所機能のあり方も踏まえながら、遊休空間を削減し、更新時に大幅な規模縮小を行います。また、周辺施設との機能の複合化を進めます。 (小さな拠点化、市民センター化) ②事務事業の見直しや廃止により、行政組織の適正化を行います。
優先 その他の公共施設に優先して機能維持を検討するもの	公共施設の調査結果など、客観的評価に基づく市民ニーズを踏まえ、計画の中で維持することを優先的に検討する機能	①財源の裏づけを得た上で、実現の可能性を検証して決定します。 ②機能を確保することを前提に、最優先施設の中で実現できるよう検討します。 ③指定避難所については、安心・安全機能の確保のあり方、公共施設更新の優先度を一体的に検討します。
その他	上記以外の機能	①機能を維持しなければならないものは、学校・庁舎等の空き空間を活用します。 ②廃止施設の用地は、原則、売却や賃貸借を行い、建物の更新費用に充てるものとします。(基金積立) ③廃止に伴うサービスの低下を極力防止するため、「交通手段の確保」や「近隣での代替施設の確保」を検討します。

(10)　ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」（平成２９年２月２０日ユニバーサルデザイン２０２０関係閣僚会議決定）の考え方を踏まえて、本市においてもユニバーサルデザインの街づくりを目指します。ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。

(11)　地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

本計画は、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載しています。
活用に関しては、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを用いて、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を行っていきます。また、後述する「保有する財産（未利用資産等）の活用」への取り組みにも、固定資産台帳データを活用し、積極的に資産の利活用を進めます。

(12)　保有する財産（未利用財産等）の活用や処分に関する基本方針

保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関しては、公有財産処分等事務取扱マニュアル等のガイドラインに従い、公共施設マネジメント総括部署と所管部署が連携協力することにより、各施設の利活用や処分の方向性を検討することとしています。

(13)　地域コミュニティの拠点

各支所周辺や中学校、統合後の小学校などを中心に、地域コミュニティの拠点(小さな拠点)として市民センターを設けます。

赤いエリアは、現在の支所や中学校を中心とした地域コミュニティの拠点を示しています。青いエリアは全市的なエリアと位置付けます。

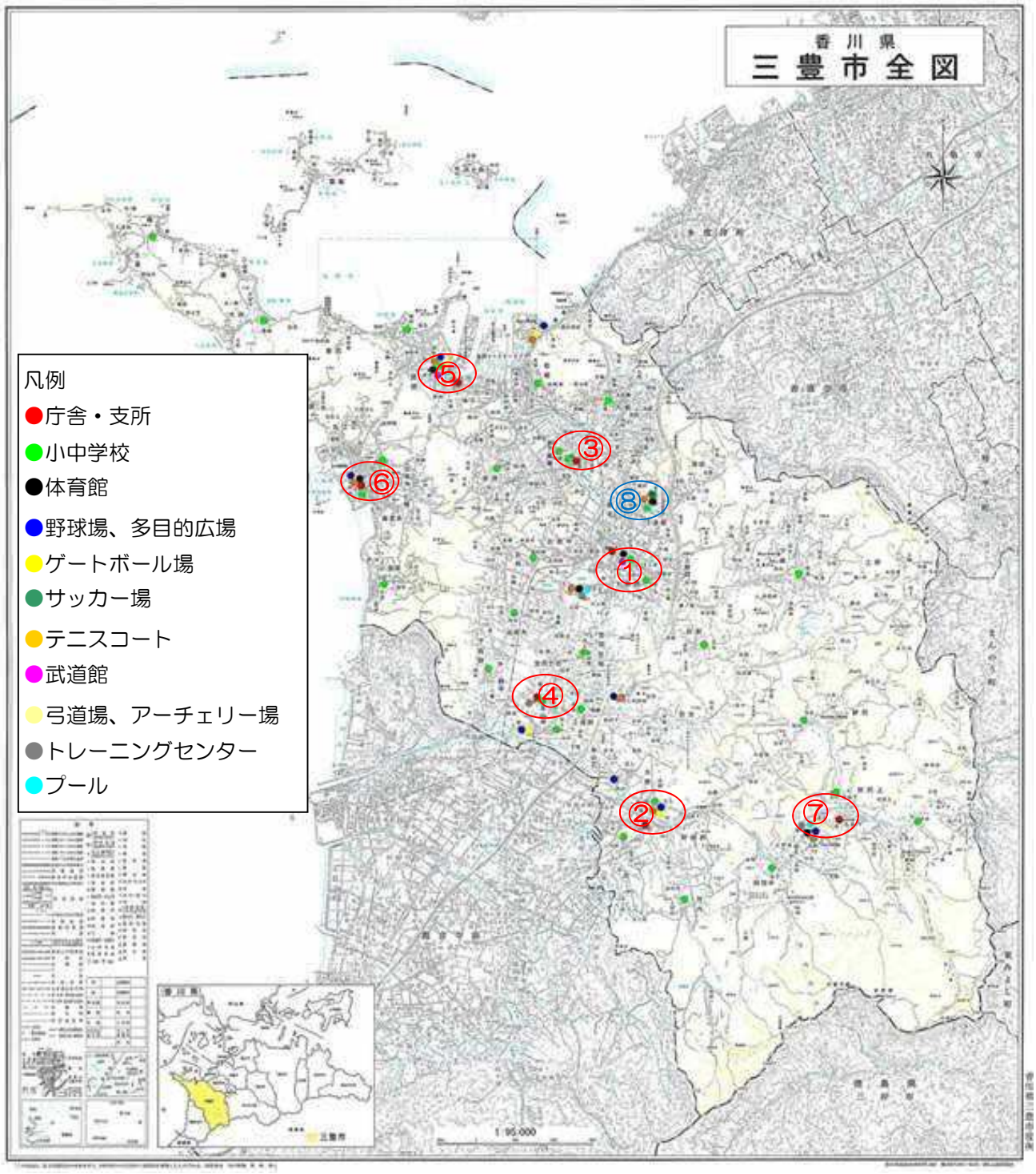

(14)　全体目標、基本方針に基づく将来イメージ

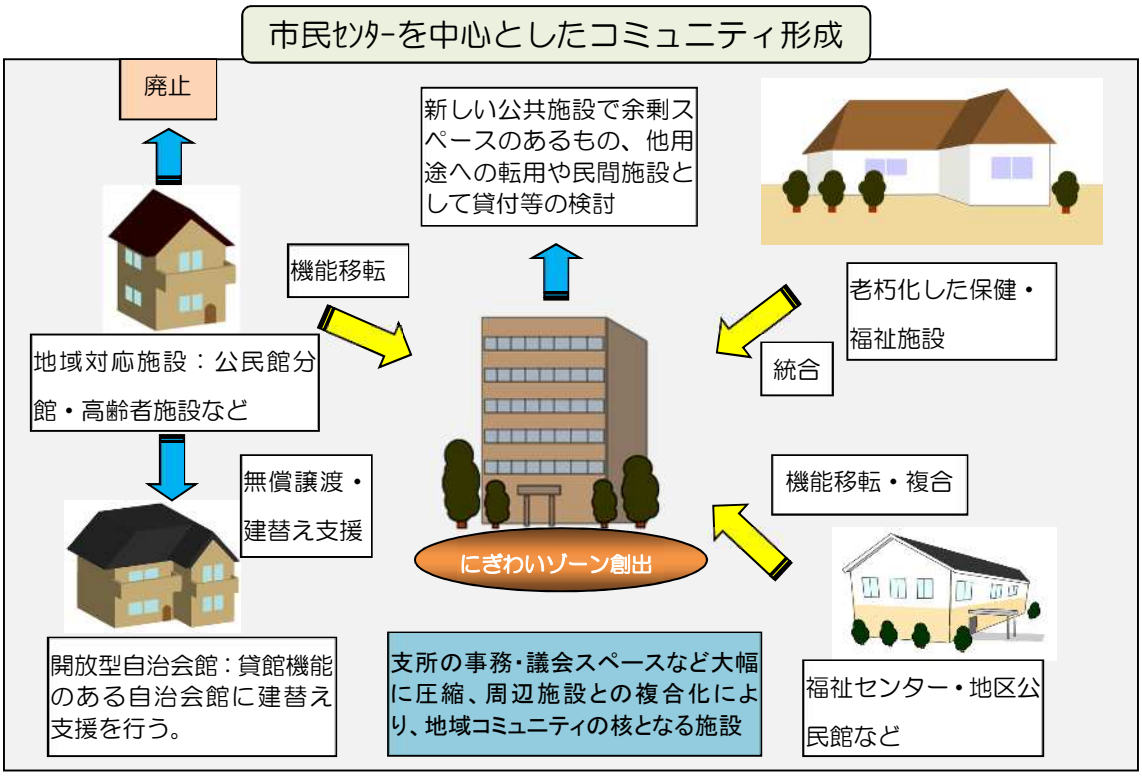

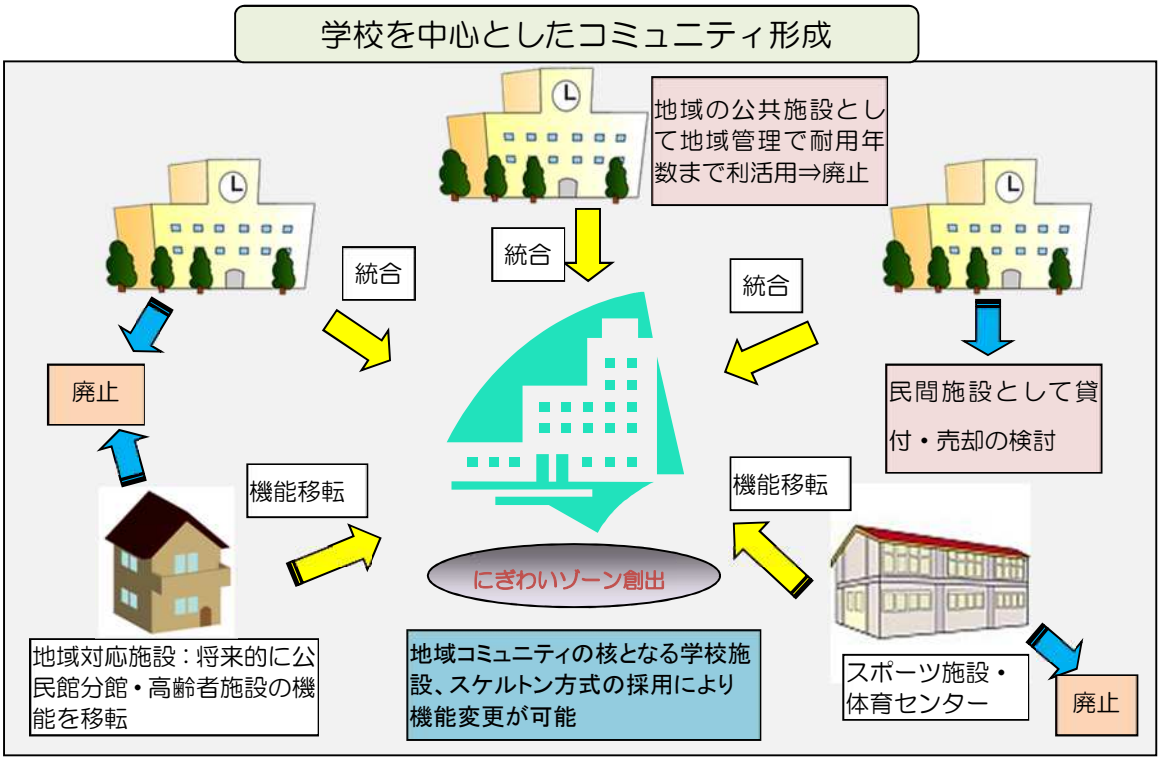

市民センター周辺の再編整備の基本イメージ

再編前

耐震性のない老朽化した（耐用年数切れが迫る）施設

行政系施設
（支所）

事務・管理室、議会、議場
会議・集会・研修室
共用スペース
書庫・倉庫・物置
ホール、展示室
未利用（旧議会）スペース

産業系施設
（勤労会館）

会議室
共用スペース
事務・管理室
未利用スペース

市民文化系施設
（福祉センター）

事務・管理室
集会・研修室
共用スペース
調理室
児童室
未利用スペース

機能移転

部屋の機能が同じであることに注目し支所施設へ機能移転

延べ床面積ベースで、現在比51．9%以上の削減を目標

機能移転

機能移転後の各施設は原則、「売却」「貸付」等を行う

再編後

市民文化系施設

社会教育系施設

機能の相互補完

事務・管理室
会議・集会・会議室
児童室
共用スペース
書庫・倉庫・物置
和室、調理室等
可変機能スペース

機能の相互補完

学校教育系施設
（避難所指定）

公園
（にぎわい機能、地下タンクなど避難所機能を強化）

駐車場

支所を核とした新たなまちづくりの拠点施設

周辺の他施設と機能連携し、エリア全体で「（旧町単位の）まちづくり拠点」を形成する。公共サービスのさらなる向上を図る

学校周辺の再編整備の基本イメージ

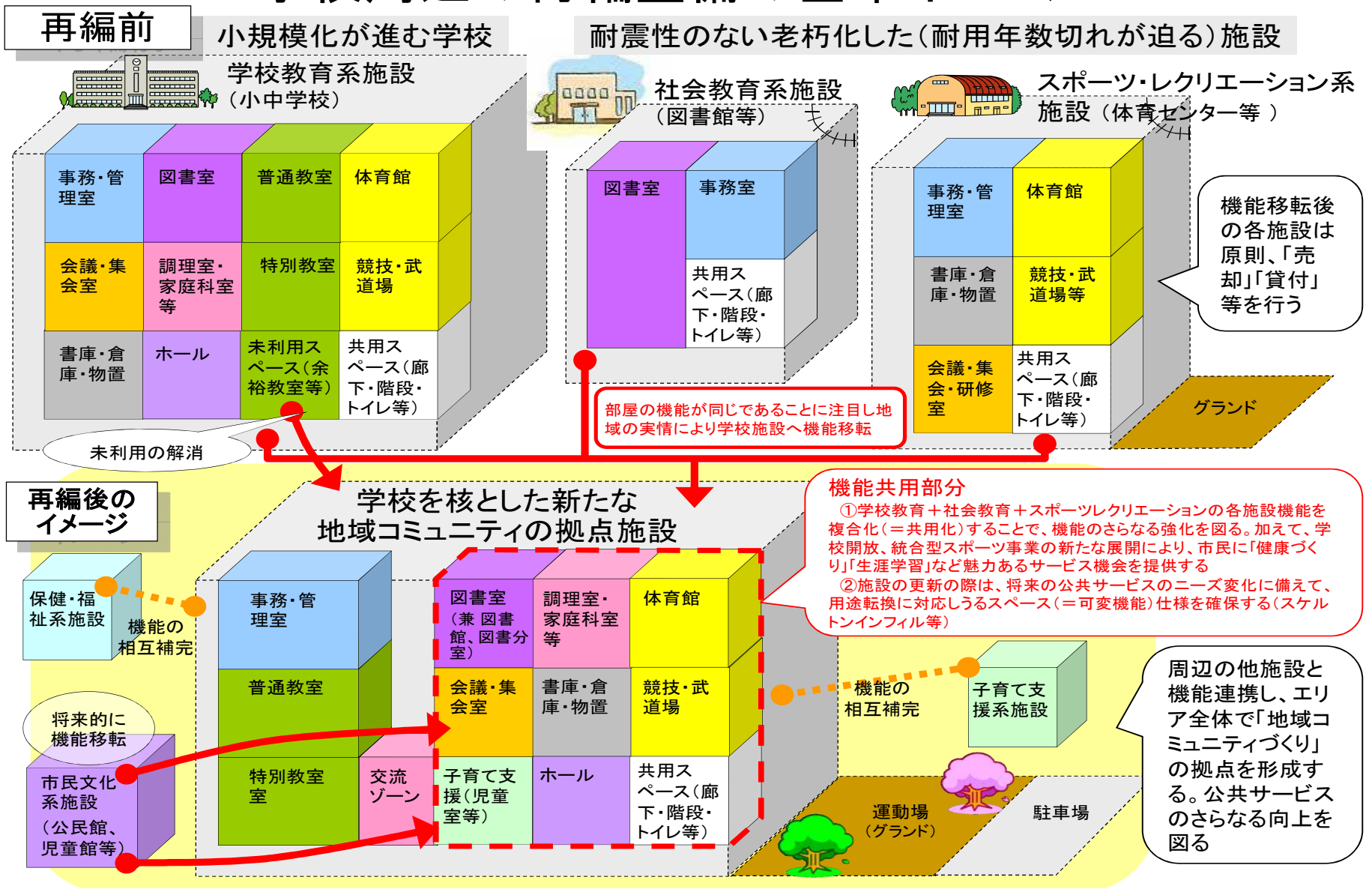

(15)　分類(用途)別の公共施設再配置の考え方

現在においても財政は厳しい状況であるうえに、今後は、合併特例法による交付税優遇措置が廃止されていく中で、三豊市が保有する公共施設を全て現状のまま維持し続けることは不可能です。管理運営方法の見直しによる経費の縮減はもとより、残存する新耐震基準を満たさない建物や、新耐震基準を満たしていても老朽化した建物の更新費用を捻出していくには、設置や再配置方法を抜本的に見直さなくてはなりません。

三豊市では、中長期の視点に立った公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を行うため、公共施設の概要調査で把握した内容や数値等を基にして、議会と協議を重ねながら、分類(用途)別の「今後の公共施設再配置の考え方」を次のとおり定めました。

分類	今後の公共施設再配置の考え方
小中学校	a.「三豊市立学校再編整備基本方針」に沿って、地域の実情にあわせた統廃合を進めます。 b.統廃合により学校の機能のなくなったものは、廃止を基本としますが、耐用年数を超えるまでは管理運営方法も含めた地域の合意のもとで、総合型文化スポーツクラブや集会施設、老人福祉施設として建物や土地の有効活用を行います。また、民間施設として貸付・売却も検討します。 c.中学校は、今後、生徒数が大幅に減少し教育環境やクラブ活動に問題が生じるようであれば、統廃合も検討することとします。
幼稚園･保育所	a.国の施策に基づき、幼稚園と保育所の一体化を推進します。 b.建物、敷地の売却や、官民連携による運営を検討します。また、規模や状態、周辺の環境を考慮し、幼稚園・保育所相互の統廃合も検討します。 c.幼稚園は、小学校と密接な関係があるため、小学校の統廃合と合わせて検討します。
幼児・児童施設	a.つどいの広場や子育て支援センターなど子育て施設は、保育所や幼稚園、保健師等と連携しながら、在園児・在宅児家庭の子育て支援拠点として、保育所や遊休施設でその機能を維持します。 b.放課後児童クラブは、学校施設や遊休施設の中でその機能を維持するとともに、民間施設の利用も進めます。

分類	今後の公共施設の再配置等の方向性
庁舎等	支所周辺の公共施設は、合併以降も市民生活に急激な変化がないよう、行政サービスを維持するため配置してきましたが、行政機能の本庁への集約化が進み、これからは大規模災害に対する危機管理拠点としての必要性が高まっています。そこで、各支所の庁舎は、防災機能を含むコミュニティの拠点として、再編整備を進めます。
消防施設	消防施設は、消防屯所を中心として、消防車などの機材が配置されていますが、地域により、その配置にばらつきがあります。今後、防災機能を強化し安全安心なまちづくりを推進するため、防災計画や消防団再編計画に従い、消防施設の計画的な再配置を行います。
その他 行政系施設	a.防災センターや水防・備蓄倉庫は、消防屯所の役割も担っており、消防施設の再配置と併せて検討します。 b.農村環境改善センターは、主に貸館として利用されています。現在の利用状況にも配慮しつつ、時代に適応した新たな活用方法を検討します。 c.その他の農産施設は、管理運営形態を見直し、民間譲渡を進めます。
集会施設 (公民館)	a.公民館は、集会施設としての機能があります。地区公民館は、その機能を地域の実情にあわせながら支所庁舎周辺施設等に集約していきます。 b.公民館分館は、機能移転も検討します。地域合意が得られれば建物や敷地を地域団体等へ譲渡するとともに、地域が管理運営する開放型自治会館（※）への建替え支援等を検討します。 (※)開放型自治会館とは、地域住民が管理運営する「貸館機能を有する自治会館」のことです。複数自治会の共有とするならば、単独自治会館の規模よりも大きい建物を保有することができます。また、開放型自治会館は公共施設と同様に貸館機能も有することから、公共施設再配置を進めるために、補助制度を設けて誘導することも検討します。
集会施設 (その他) コミュニティセンター、集会所など	a.公民館以外の集会施設は、原則更新しない(廃止する)ものとします。集会機能は、支所庁舎周辺施設や学校施設などに統合していきます。 b.小規模な地域集会施設は、地域の合意のもとで地域に譲渡していくとともに、地域が管理運営する開放型自治会館への建替え支援等を検討します。

分類	今後の公共施設の再配置等の方向性
文化施設	専ら三豊市全域を対象とした文化施設は、管理運営方法の改善を行い供用を継続します。その他の中規模文化施設は、学校施設や支所庁舎周辺施設の多機能化を進めるため機能移転します。
図書館	図書館は、単独館が 2 館、社会教育施設との複合施設が 5 館あります。限られた予算で蔵書の充実を図っていますが、それも限界がある上に、利用状況も館によりばらつきがあります。「三豊市図書館再編基本構想」を策定し、民間施設との複合化も視野に、今後のあり方を検討します。
資料館等	現在の利用状況や、使われ方を考慮し、管理運営方法を見直すとともに、類似施設との統廃合や周辺施設との機能の複合化を検討します。
スポーツ施設	a.スポーツ施設は、学校開放を基本とします。体育館・プール・武道館等は、その機能を学校施設の中に積極的に統合していくものとします。また、利用状況を踏まえて機能の集約化や統廃合を検討します。 b.管理棟を持たない野球場やテニスコート・グラウンド等は、利用状況を踏まえて施設の適正配置を検討します。
保養施設 (温泉・宿泊)	保養施設の特徴、利用対象者、地域性を考慮して、管理運営方法を見直します。保養施設は、行政が保有しなくとも民間事業者により代替が可能な機能であることから、指定管理者制度による民営化に留まらず、多様な官民連携手法を検討します。
産業系施設	勤労会館は、建物が老朽化しているため、その機能を周辺施設に統合し廃止します。
高齢者施設・ 障害者施設 (老人いこいの家・福祉ｾﾝﾀｰ・福祉会館など)	a.中規模の施設は、利用状況を考慮し、周辺施設と機能の集約化・多機能化を図ります。小規模の地域対応施設は、地域に譲渡することを検討します。また、必要に応じて開放型自治会館の建替え支援等を検討します。 b.障害者施設は、利用率を向上させるため、三豊市全域からの利用促進を図ります。

分類	今後の公共施設の再配置等の方向性
保健施設	保健センターは 3 施設ありますが、検診などの利用が中心で、十分に活用されているとはいえません。機能の統廃合を検討するとともに、利用状況の低い保健センターは、他用途に転用することも検討します。
公営住宅	a.市営住宅ストック活用計画の中で、用途廃止や統合建替えの方針を出している木造公営住宅は、住み替え等を推進し、早期に住宅を集約化します。 b.建替えを予定している公営住宅であっても、民間の住宅供給量を勘案し、最低限の更新に留めます。 c.耐火住宅は、計画的に修繕することにより、長寿命化を進めるとともに、周辺住宅からの統合を進めます。
公園	a.都市公園は、都市計画区域の開発行為による公園として整備されており、開発面積に応じた設置面積が定められているため、その改廃については、慎重に検討します。 b.農村公園は、地域利用を主な目的とする公園であるため、地域住民の維持管理への参画意欲を高めるとともに、地域への移譲を検討します。
供給処理施設	クリアプラザは、平成 26 年(2014 年)3 月をもって廃止しました。今後は跡地の有効活用を検討します。
道路、 農道、 林道	a.日常生活に密着した市道は、国・県道との機能分担等に配慮しながら、計画的かつ効率的に整備を推進するとともに、市民との協働のもと適正な維持管理に努めます。 b.生産基盤、森林の適正管理及び道路ネットワークの充実という観点から、計画的な農道・林道の整備と適正な維持管理に努めます。 c.防災機能の強化という観点から、道路特性に応じた整備を推進し、災害に強い道路網の形成に努めます。 d.新たに道路を整備する場合には、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努め、誰もが安全・安心に利用できるみちづくりを推進します。 e.既存の道路は計画的なバリアフリー化を進め、安全・安心に利用できるみちづくりを推進します。 f.交通事故多発地点などの危険箇所は、歩行空間の確保や安全施設の設置など、交通安全対策に努め、安全・安心に利用できるみちづくりを推進します。

分類	今後の公共施設の再配置等の方向性
橋りょう	a.「橋りょう点検要領」、「橋りょう点検マニュアル」(香川県土木部道路課)に準じて定期点検を行い、橋りょうの健全度を把握します。 b.「予防維持管理対応」とした橋りょうは、予算に制約がある場合、修繕優先度が上位のものから修繕を行うものとします。修繕優先度が低い橋りょうは、修繕の遅れによる劣化の進行を許容しますが、修繕の遅れによる架替えは起こさないものとします。 c.「事後維持管理対応」とした橋りょうは、予算に制約がある場合、修繕優先度が上位のものから修繕を行います。修繕優先度が低い橋りょうは、修繕の遅れによる劣化の進行を許容し、最悪、修繕の遅れによる架替えも考慮するものとします。 d.劣化がかなり進行し修繕が適さない橋りょうや、幅員等機能向上が望まれる橋りょう等は「観察維持管理対応」とし、架替え費用を計上し、修繕費用は計上しないものとします。
下水道施設	a.都市下水路の適正な維持管理を推進します。 b.農業・漁業集落排水処理施設は、適正な維持管理を継続します。また、計画的に修繕を行い、長寿命化を図ります。 c.「三豊市生活排水処理構想」に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水衛生処理率の向上を図ります。 d. 単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所に対しては、生活排水の処理推進のため、合併処理浄化槽への転換を呼び掛けます。
河川・海岸	a.関係機関と連携し、河川の改修や海岸保全施設の整備など治水対策を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。 b.生物多様性に配慮した自然環境の保全・創出や多自然川づくり、親水空間の創出などを図り、水と緑のネットワークの形成に努めます。
墓地・火葬場	三豊市内の南部、北部に 1 施設ずつ火葬場を整備するとともに、需要動向等を勘案しながら、適切な維持管理を推進します。

分類	今後の公共施設の再配置等の方向性
港湾・漁港	a.詫間港の物流機能や仁尾港のマリンレジャー機能の強化を図るため、臨港地区の機能維持や新たな港湾整備を関係機関に働きかけます。 b.その他の港湾も、地場産業の振興や観光・レジャーの観点から、適切な維持管理に努めます。 c.漁港施設の適正な維持管理や計画的な改修を行い、水産業の振興を図ります。 d.上屋倉庫は、年間 1 千万円程度の使用料収入があるため、引き続き適正な維持管理を行います。
医療施設	a.「地域医療のあり方に関する答申」に基づき、市立 2 病院のあり方を検討します。また、公立医療機関の経営形態についても検討します。 b.診療所は、市立病院等との連携を進めるとともに、柔軟な運営方法を検討します。 c.医師住宅は、利用状況をみながら、今後は民間住宅等にその役割を移管していく方向で検討します。

第 6 章　取組体制と情報共有

(1) 取組体制

公共施設の再配置は、公共施設所管部署ごとに実施していたのでは部課横断的な機能複合化を実現し難く、三豊市全体または近隣市町村まで含めた「全体最適化」も難しいことから、総務部を中心に集約的に事務を執り行うとともに、全庁的な審議機関として公有財産管理審査会を設置しています。

公有財産管理審査会

公有財産管理審査会は、毎年度、以下に示す審議事項を審議し、公共施設再配置実行計画を策定して公表します。また、「第 7 章　個別具体的な重点事業計画」に掲載していない公共施設であっても、再配置の必要があるときは、毎年度開催する公有財産管理審査会で審査し、新たに公共施設再配置実行計画に追加します。

審査会の構成は下図のとおりです。

（構成図）

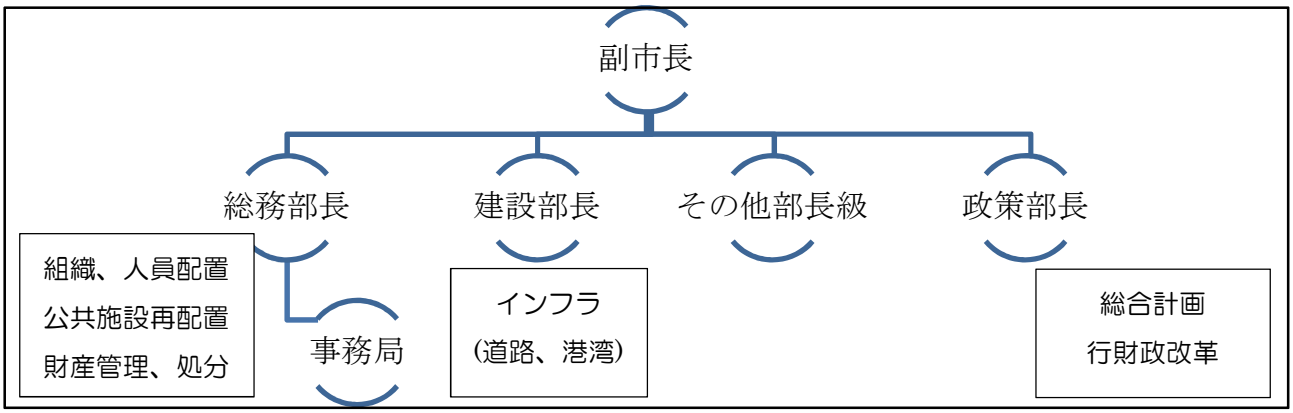

(2) 情報共有

公共施設の現状や、再配置状況について情報共有を図る基礎資料として、公共施設台帳を整備します。また、公有財産管理審査会で決定した「公共施設再配置実行計画」を毎年度公表するとともに、再配置を実行する際には、住民との意見交換会を適宜、開催します。

①　公共施設台帳の整備

関係者と情報共有を容易にするため、次の内容を記した公共施設台帳を整備します。

a.公共施設の名称	d.利用概況	g.その他の記載内容
b.所在地	e.地積、延床面積	避難所の指定、耐震性能
c.維持管理経費	f.取得価格、法定耐用年数	指定管理者

②　公共施設再配置実行計画

市民や議会との情報共有を図るため、毎年度当初に「公共施設再配置実行計画」を作成し、広報誌・市ホームページ等で公表します。

③　意見交換会

公共施設の再配置を進めるにあたり、市民との情報共有を図るため、市民や市民団体の代表者、関係者などを募って「意見交換会」を適宜、開催します。

意見交換会は、住民参画(Public Involvement, PI)手法のひとつであり、合意形成に時間を要することも稀にありますが、誰でも参画できるように配慮することで、多様な意見を反映した公共施設再配置を実践することができます。

特に、コミュニティ機能を有する学校や公民館、図書館などの公共施設を再配置する際に、有効に機能すると思われます。

(3) 公共施設の再配置と行政サービスの水準

公共施設の再配置(統廃合)は、行政サービスの水準低下を招く恐れがあります。そこで、市民や議会との情報共有を積極的に行うとともに、近隣市町と広域連携による公共施設の相互利用や共同設置を検討し、行政サービスの水準維持を図ります。

第 7 章　個別具体的な重点事業計画

(1) 学校再編整備計画

平成 28 年(2016 年)4 月 1 日現在、三豊市内には 20 の小学校があり、各校の努力や創意工夫により、高い教育水準を維持しながら学校経営を行っています。しかし、近年の少子化の影響で学校の小規模化が進んでおり、指導面や運営面における工夫や努力だけで対処することが困難となってきています。

子ども達の教育環境充実は最優先で解決すべき課題です。同世代の多様な考えに触れ、互いに学びあう機会を作り、子ども達がたくましく育つ環境を整備しなければなりません。

そこで、三豊市立学校再編整備方針に基づき、教育的観点を最優先しつつも、地域社会、財政等も考慮した上で、学校再編整備(適正規模・適正配置)を進めます。

一方、学校施設は古くから概ね大字単位に設置されており、市民に最も身近な公共施設である上に、学校施設の延床面積を合計すると 15 万㎡に達し、公共施設全体の約 4 割を占めるほど主要な公共施設です。

そこで、地域での活動に配慮するため、再編整備を進める際には、学校教育活動を優先しつつも学校開放事業にも積極的に取り組むこととします。また、建て替える場合でもスケルトン方式(※)を採用することにより、少子化の進行によって使わなくなった遊休空間を、地域の実情や要望に合わせて柔軟に利活用できる構造・仕様とします。

①	大浜小学校は、詫間小学校への統合を目指します。	完　了
②	曽保小学校は、仁尾小学校への統合を目指します。	
③	山本町、財田町の廃校は、すべての廃校の再配置が完了するよう努めます。	一部完了

(※)スケルトン方式とは、建物の柱や骨組みで構造を支え、仕切り壁などは簡易なものにすることにより、必要に応じて部屋の大きさや形を変更できる方式のことです。

(2) 庁舎周辺整備事業

三豊市の庁舎周辺の公共施設は、合併以降も市民生活に急激な変化がないよう、地域の特性やバランスを考慮して配置してきましたが、徐々に行政機能の本庁への集約化を進めたため、日常的な行政機能よりも大規模災害に対する危機管理拠点としての必要性が高まっています。

一方、新耐震基準を満たしていない老朽化した公共施設も多いことから、安全性を確保するために新耐震基準を満たした公共施設への機能集約や老朽化施設の除却も検討しなければなりません。

また、各支所の庁舎は、事務所や会議室、議場など遊休空間の有効活用を図るため、安全性を確保できたものから防災機能を含む地域コミュニティの拠点として再編整備を進めます。

① 本庁舎周辺整備

近年、全国各地で、大規模な地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発しており、三豊市として集約した危機管理拠点の必要性が高まっていました。また、複数拠点に分散する行政機能は行政事務の効率化を妨げていたため、行政機能の集約も大きな課題でした。

そこで、危機管理拠点の整備と行政機能の集約化を実現するため、本庁舎の隣に危機管理センターを設置し、平成 28 年 1 月から供用を開始しました。

一方、高瀬町公民館や高瀬町図書館は、新耐震基準を満たしていない上に築後 40 年以上が経過し老朽化しているため、公共施設として安全性確保が求められています。そこで、高瀬町農村環境改善センターを農業振興施設から生涯学習施設へ転用し、名称を「みとよ未来創造館」と変更し、生涯学習機能の移転を進めます。

①	高瀬町公民館や高瀬町図書館は、みとよ未来創造館(旧高瀬町農村環境改善センター)へ機能を移転します。	完　了
②	高瀬町公民館や高瀬町図書館の跡地は、多目的広場や駐車場などとして整備します。	

②　詫間支所周辺整備

詫間庁舎は、詫間支所、詫間町公民館、まちづくり推進隊詫間、社会福祉協議会詫間支所、坂出税関支所詫間出張所の事務所を集約しており、市民センターを先取りした形で事務所を配置しています。しかしながら、新耐震基準を満たさない老朽化した詫間庁舎は、施設管理を効率化しつつ安全性も確保するためには、建て替え又は移転を検討しなければなりません。

また、詫間支所周辺の詫間町福祉センターや詫間町勤労会館も老朽化しており、詫間庁舎と合わせて再配置を検討しなければなりません。

一方、詫間支所周辺ではイベント開催時の駐車場不足が慢性化しており、駐車場整備を期待する声も少なくありません。

そこで、詫間支所周辺は、子どもや高齢者、障害者が自由に行き来できる機能性を重視した公共空間としてリニューアルできるよう、ユニバーサルデザインの視点で再配置を検討します。特に、複数の施設に分散する機能を複合化しつつ、防災機能を向上し、事務所集約による窓口機能を充実させるなど、市民が訪れやすい公共空間づくりを目指します。

また、駐車場不足を解消するため、駐車場としても利用でき、防災機能も有する児童公園の整備も検討します。

①	老朽化した詫間庁舎(北館)、詫間福祉センター、詫間町勤労会館を取り壊し、その機能を集約・複合化した多機能コンパクトな建物への建て替え又は移転を検討します。 取り壊した建物が持っていた機能は、既存の周辺施設への機能移転も含めて確保します。
②	駐車場としても利用でき、防災機能も有する児童公園の整備を検討します。

③　三野支所周辺整備

三野庁舎は、築後 52 年が経過した新耐震基準を満たさない建物です。また、敷地の約半分が河川用地に掛かっているため、建物自体を除却しなければなりません。

三野支所周辺には、三野町文化センターや三野町ふれあいセンターという集会施設がありますが、いずれも老朽化しており安全性に問題があります。

三野町文化センターの 1 階には三野町図書館を設置しているため「三豊市図書館再編基本構想」の策定を通じて、三野町図書館のあり方を明らかにしなければなりません。

まずは、市民センター三野に相応しい立地または建物を検証し、三野支所周辺の公共施設が担ってきた機能を市民センター三野へ移転した後、安全性を確保するため老朽化施設を取り壊します。

①	市民センター三野へ機能移転した後、三野庁舎を取り壊します。	完　了
②	三野町文化センター、三野町ふれあいセンターの機能は、安全性を確保するため、市民センター三野や三野町社会福祉センターへ移転します。	完　了
③	「三豊市図書館再編基本構想」の策定を通じて、三野町図書館の在り方を検討します。	完　了

④　仁尾支所周辺整備

仁尾庁舎周辺の公共施設は、仁尾町総合福祉会館が築後 35 年、仁尾町体育センターが築後 36 年経っており、いずれも新耐震基準を満たしていません。

そこで、仁尾町総合福祉会館は全ての機能を仁尾庁舎に移転した後、閉館しました。平成 29 年度(2017 年度)において取り壊す予定です。

また、仁尾町体育センターは依然として多くの人が利用しており、周辺の体育館における振り替え利用も困難なことから、耐震化工事を行います。

一方、仁尾庁舎は、延床面積 3,736 ㎡の地上 3 階建、平成 12 年に供用を開始した比較的新しい建物です。そこで仁尾町総合福祉会館の機能を包含し、貸館もできるよう平成 28 年(2016 年)4 月から市民センター条例を制定し、市民センター仁尾として供用しています。

①	仁尾町総合福祉会館は、仁尾庁舎へその機能を移転した後、取り壊します。	完　了
②	仁尾町体育センターは、耐震化工事を行います。	完　了

(3) 給食センター整備事業

学校給食センターや給食調理場は、殆どの建物で老朽化が進んでおり、衛生面、職員の労働環境面で問題があります。学校給食では衛生管理や安全性確保、市民に平等なサービスを提供することが求められています。そのため、三豊市教育委員会は、平成 22 年(2010 年)3 月に学校給食検討委員会から今後の学校給食のあり方について答申を受け、2 つの学校給食センターを整備することとしました。

平成 28 年 4 月には、公設公営一部民間委託の給食センターとして、南部学校給食センターが供用を開始しました。

①	北部学校給食センターの整備を検討します。	
②	南部学校給食センターの新設に伴って廃止した給食センターの再配置を進めます。	一部完了

(4) 新火葬場整備事業

合併時には 4 つの火葬場が稼働していました。いずれの火葬場も築後 30 年から 35 年が経過し、建物の老朽化や火葬炉の維持管理経費の増大、さらには将来の火葬需要に対し火葬炉が不足するという見込みなど、多くの課題を抱えていました。

これらの課題を解決するため、三豊市の地形や地域の葬送習慣だけではなく、建物の大きさや維持管理費、運営方法、サービス水準、災害や事故等への緊急対応を考慮し、新たに 2 箇所の火葬場を整備することとしました。

そして、平成 28 年 3 月には、南部火葬場やすらぎ苑が供用を開始しました。

①	北部火葬場は、七宝斎苑を取り壊して新設します。	完　了
②	三豊市における火葬場は、北部火葬場と南部火葬場の 2 箇所に集約し、その他の火葬場は取り壊します。	完　了

(5) 高瀬南部保育所改築事業

高瀬南部保育所は、築後 45 年が経過し老朽化が進んでいます。また、耐震診断結果も基準値を下回っているため、平成 29 年(2017 年)4 月のリニューアルオープンに向けて、改築を進めているところです。

また、最寄りの高瀬中央保育所は定員超過が慢性化しているため、定員超過を解消するとともに待機児童の解消をめざし、高瀬南部保育所の定員を現行の 80 人から 120 人に増やします。

運営は、公設民営とします。

①	建物を改築することにより安全・安心のため耐震性を確保するとともに、待機児童の解消に向けて定員を 120 人に増やします。	完　了
②	運営を公設民営とすることにより、保育時間の延長や病児・病後児保育などサービスの向上を図ります。	完　了

(6) 市立 2 病院の再整備計画

永康病院は耐震性に問題があり、西香川病院も老朽化が進んでおり、2 病院とも施設整備が必要な状況にあります。

市立 2 病院のあり方については、市民同意も必要であり、合併特例債の最終年度を視野に入れて「地域医療のあり方に関する答申」に基づき検討を行っていきます。

しかし、公立病院としての建設費用や、その後の償還による経営は厳しいことが予想されており、追加の税負担が必要となります。また、現状の機能を継続したままでは医師や看護師確保も困難となること等が予測されています。

一方で、三豊市は周辺の三豊総合病院、国立善通寺病院、香川労災病院などの基幹病院に恵まれており、運営形態については基幹病院や民間病院との連携を検討する必要があります。

(7) 再配置の完了(行政目的終了施設の除却、売却、貸与など)

本計画において「再配置の完了」とは、条例を廃止したとき、または一般財源負担がなくなったときと定義しています。そして、一定の行政目的が終了した公共施設に対しては、一般財源負担をしないよう努めています。

合併後、「再配置の完了」した公共施設は次のとおりです。また、新設・改築した公共施設も併せて掲載します。

再配置完了施設一覧（令和 3 年 3 月 31 日時点）

No.	公共施設名	削減床面積	再配置の手法
1	香田火葬場	▲69.30 ㎡	使用停止（平成 20 年度）、除却（平成 29 年度）
2	豊中町老人福祉センター	▲502.30 ㎡	除却（平成 23 年度）
3	豊中町公民館	▲579 ㎡	
4	財田町汚水処理施設	▲160 ㎡	使用停止（平成 23 年度）
5	みの観光館	▲481 ㎡	売却（平成 23 年度）
6	神田地区老人健康センター	▲120.03 ㎡	譲与（平成 24 年度）
7	三野方面隊第 1 分団（久保谷）屯所	▲26 ㎡	除却（平成 24 年度）
8	山本町いこいの家	▲297.63 ㎡	譲与（平成 25 年度）
9	豊中南福祉ふれあいセンター	▲394 ㎡	売却（平成 26 年度）
10	箱浦小学校(校舎)	▲1,817 ㎡	企業貸与（平成 27 年度）
11	箱浦小学校(屋内運動場)	▲519 ㎡	
12	箱浦幼稚園	▲363 ㎡	
13	父母団地	▲58 ㎡	除却（平成 27 年度）
14	港湾総合庁舎	▲407.40 ㎡	除却（平成 27 年度）、売却（平成 28 年度）
15	高瀬方面隊第２分団２部屯所	▲57.44 ㎡	譲与（平成 27 年度）
16	城下団地	▲173.52 ㎡	除却（平成 27 年度）
17	辻放課後児童クラブ	▲49.46 ㎡	移転（平成 28 年度）
18	辻小学校(校舎)	▲2,589 ㎡	企業貸与（平成 28 年度）
19	辻小学校(屋内運動場)	▲772 ㎡	
20	河内小学校(校舎)	▲2,255 ㎡	
21	河内小学校(屋内運動場)	▲521 ㎡	
22	神田小学校(校舎)	▲2,785 ㎡	
23	神田小学校(屋内運動場)	▲543 ㎡	
24	財田上小学校(校舎)	▲2,553 ㎡	
25	財田上小学校(屋内運動場)	▲700 ㎡	

26	財田中小学校(校舎)	▲2,175 ㎡	企業貸与（平成 28 年度～令和元年度）
27	財田中小学校(屋内運動場)	▲619 ㎡	
28	仁尾町総合福祉会館	▲1,294 ㎡	使用停止（平成 28 年度)、除却（平成 29 年度）
29	豊中斎場	▲162.65 ㎡	
30	高瀬町武道館	▲776 ㎡	
31	仁尾町公民館	▲181 ㎡	除却（平成 29 年度)
32	財田町学校給食センター	▲404 ㎡	使用停止（平成 28 年度)
33	高瀬町学校給食センター	▲1,748 ㎡	使用停止（平成 28 年度)
34	高瀬町地域農産物利用促進センター		
35	豊中町学校給食センター	▲780 ㎡	
36	七宝斎苑	▲348.29 ㎡	除却（平成 28 年度)
37	山本財田斎場	▲198.93 ㎡	
38	片山団地	▲146.40 ㎡	除却、駐車場化（平成 28 年度）
39	三野ふれあい産直市	▲100 ㎡	払い下げ（平成 28 年度)
40	眉山農村公園	－ ㎡	使用停止（平成 28 年度）
41	高瀬町公民館	▲661.5 ㎡	機能移転、使用停止（平成 29 年度）
42	高瀬町図書館	▲550 ㎡	
43	元神原職員庁舎	▲200 ㎡	除却（平成 28 年度）
44	的場団地（1 号） （6 号） （4,5,11,12 号） （8 号）	▲202.92 ㎡	一部除却 （平成 28、29、30、令和元年度）
45	宮西団地（3 号）	▲60.40 ㎡	一部除却（平成 29 年度）
46	水道局庁舎	▲483 ㎡	県水道企業団に移管 （平成 29 年度）
47	大道浄水場管理棟	▲528.32 ㎡	
48	桶盥浄水場管理棟	▲316.75 ㎡	
49	汐木浄水場管理棟	▲480 ㎡	
50	三野町浄水場管理棟	▲152 ㎡	
51	豊中町浄水場管理棟	▲337.87 ㎡	
52	三野庁舎	▲1,505 ㎡	使用停止（平成 29 年度)、除却（令和 2 年度）
53	高瀬火葬場	▲426.31 ㎡	使用停止（平成 30 年度)、除却（令和元年度）
54	高瀬地域子育て支援センター	▲598 ㎡	使用停止（平成 30 年度)、除却後、企業貸与（令和 2 年度）
55	永康病院医師官舎１	▲212.02 ㎡	除却（平成 30 年度）
56	大浜小学校(校舎)	▲2,257 ㎡	閉校（平成 30 年度）

57	大浜幼稚園	▲669 ㎡	閉園（平成 30 年度）
58	緑の村管理センター	▲1,091 ㎡	使用停止（平成 30 年度）
59	中央児童公園	－ ㎡	使用停止（平成 30 年度）
60	大浜学校給食センター	▲253 ㎡	使用停止（平成 30 年度）
61	三野方面隊第３分団屯所	▲64 ㎡	使用停止（平成 30 年度）
62	大野小学校（校舎）	▲3,444 ㎡	除却（令和元年度）
63	大野小学校（屋内運動場）	▲636 ㎡	除却（令和元年度）
64	辻幼稚園	▲551 ㎡	閉園（令和元年度）
65	河内幼稚園	▲382 ㎡	閉園（令和元年度）
66	神田幼稚園	▲415 ㎡	閉園（令和元年度）
67	三野町文化センター	▲896 ㎡	使用停止（令和元年度）、除却（令和２年度）
68	三野町ふれあいセンター	▲406.29 ㎡	使用停止（令和元年度）、除却（令和２年度）
69	比地二社会教育施設	▲196 ㎡	除却後、企業貸与（令和元年度）
70	山本方面隊第１分団１部屯所	▲22.5 ㎡	使用停止（令和元年度）
71	山本方面隊第１分団２部屯所	▲18.15 ㎡	使用停止（令和元年度）
72	山本方面隊第１分団３部屯所	▲35.33 ㎡	使用停止（令和元年度）
73	山本方面隊第１分団４部屯所	▲25.1 ㎡	使用停止（令和元年度）、譲与(令和２年度)
74	庵上集会所	▲74.54 ㎡	除却（令和元年度）
75	中郷団地（6,7 号）	▲57.84 ㎡	一部除却（令和元年度）
76	高瀬方面隊第３分団車庫	▲25.65 ㎡	使用停止（令和元年度）
77	豊中方面隊第２分団車庫	▲12 ㎡	使用停止（令和元年度）
78	豊中方面隊第３分団２部車庫	▲25.45 ㎡	使用停止（令和元年度）
79	仁尾浜団地（3,5,6 棟）	▲483.12 ㎡	一部除却（令和２年度）
80	山本保育所	▲1,292.12 ㎡	閉所（令和２年度）
81	豊栄団地公園	－ ㎡	企業貸与（令和２年度）
82	三野町水防倉庫	▲98 ㎡	使用停止（令和２年度）
83	三野方面隊第２分団屯所	▲60 ㎡	使用停止（令和２年度）
削減床面積の合計		**▲47,929.53 ㎡**	**83 施設（うち一部除却 4 施設を含む）※再配置完了は 79 施設**

新設・改築施設一覧（令和 3 年 3 月 31 日時点）

No.	公共施設名	増加床面積	再配置の手法
1	危機管理センター	3,635.36 ㎡	新築（18 施設）
2	南部火葬場やすらぎ苑	2,075.69 ㎡	
3	高瀬方面隊第２分団屯所	96 ㎡	
4	三野方面隊第１分団（久保谷）屯所	90.48 ㎡	
5	山本小学校(校舎)	5,180 ㎡	
6	山本小学校(屋内運動場)	903 ㎡	
7	財田小学校(校舎)	4,704 ㎡	
8	財田小学校(屋内運動場)	943 ㎡	
9	南部学校給食センター	2,711 ㎡	
10	市民センター三野	382.4 ㎡	
11	三野方面隊第３分団屯所	133.5 ㎡	
12	北部火葬場七宝苑	2,247.29 ㎡	
13	山本幼稚園	1,820.06 ㎡	
14	庵上集会所	94.3 ㎡	
15	仁尾浜団地（1～4 号棟）	632.34 ㎡	
16	山本方面隊第１分団屯所	133.5 ㎡	
17	仁尾方面隊第４分団１部屯所	96 ㎡	
18	三野方面隊第２分団屯所・水防倉庫	175.5 ㎡	
19	高瀬南部保育所	(新 1,176.01−旧 931) = 245.01 ㎡	改築、建替（7 施設）
20	三野保育所	(新 2,273.25−旧 690) = 1,583.25 ㎡	
21	三野津中学校(屋内運動場)	(新 1,515−旧 1,035) = 480 ㎡	
22	市民センター仁尾(屋外倉庫)	(3,736+増 120.08) = 120.08 ㎡	
23	山本保育所	(590+増 534.39) = 534.39 ㎡	
24	たからだの里「物産館」	(784+増 198.02) = 198.02 ㎡	
25	山本方面隊第３分団５部屯所	(旧 21→新 21) = 0 ㎡	
26	定住促進住宅高瀬中央 1、２号	3,429.72 ㎡	取得（1 施設）
増加床面積の合計		**32,643.89 ㎡**	

令和２年度末時点再配置完了床面積

▲47,929.53 ㎡ + 32,643.89 ㎡ = ▲15,285.64 ㎡

(8) 数値目標

今後は「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」の実現に向け、地方分権時代にふさわしい個性的で自主・自立したまちを創造するため、市民と行政が情報を共有し、将来の公共施設のあるべき姿と適正な維持管理費を理解し、公共施設の再配置を進めます。

一方、市民が集う賑わいのある公共空間、公共施設を一定地域ごとに確保し「地域コミュニティの活性化」を図ります。また、必要な行政機能はできるだけ維持しながらも、公共施設の総量を減らし、持続可能な行政サービスを実現します。

計画期間における数値目標は次のとおりです。

計画期間終了時点での 再配置が完了した延床面積 （削減した延床面積）	**▲31,609 ㎡**

三豊市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
（令和 4 年 5 月一部改訂）
編集・発行　三豊市